

平成 27 年度

包括外部監査報告書

「産業振興に関する施策に係る事務
の執行について」

豊橋市包括外部監査人

鈴木 實

- 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- 外部監査の結果のうち、合规性等についての指摘事項については（結果）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	1
5. 外部監査の対象期間	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	2
第 2 産業振興施策に関する概要	3
1. 市の産業振興策の基本理念	3
2. 産業振興の課題について	3
3. 産業戦略プランについて	5
4. 産業戦略プランの達成状況	14
5. 包括外部監査の対象事業について	18
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	21
1. 農業に対する市の戦略の明確化について	21
2. 補助金の効果測定について	23
3. 制度融資における預託金の必要性について	23
4. (株)サイエンス・クリエイトに関する事項について	24
第 4 外部監査の結果－一部局別の監査結果－	27
I 産業政策課	27
1. (株)サイエンス・クリエイトについて	27
2. 食農連携商品開発推進事業補助金について	34
3. 植物工場普及促進事業費補助金について	37
4. 加工食品海外販路開拓事業費について	40
5. 地域産業支援機能強化補助金について	43
II 商工業振興課	46
1. 中小企業近代化奨励金について	46
2. 制度融資預託金について	48

3. 愛知県信用保証協会損失補償金について	60
4. 信用保証料補助について	65
5. 中小企業振興助成金について	68
6. ものづくり・夢づくり支援事業費について	71
7. 知的財産権取得事業費補助金について	73
Ⅲ 農業企画課	75
1. 農業振興プログラムの基礎調査アンケートについて	75
2. 6次産業化支援事業補助金について	79
3. 豊橋田原広域農業推進会議負担金について	82
4. 次世代ブランド農産物開発育成事業補助金について	85
5. 水の展示館管理運営事業費について	89
Ⅳ 農業支援課	93
1. 水田農業経営所得安定対策推進費補助金について	93
2. 農作物鳥獣被害防止事業費について	97
3. 鶏卵生産者経営安定対策事業補助金について	105
4. 養豚経営安定対策事業補助金について	108
5. フラワードリーム開催費補助金について	112
6. 市民ふれあい農園事業費について	116
7. 先端農業技術導入支援事業費について	120
8. 環境と安全に配慮した農業推進事業費について	122
9. 長期展張フィルム導入促進事業補助金について	124
10. 家畜排せつ物処理施設修繕費補助金について	126
11. 畜産バイオマス活用事業費について	128
12. 耕作放棄地対策事業費について	131
第5 利害関係	134

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

産業振興に関する施策に係る事務の執行について

3. 事件を選定した理由

産業の振興は市民の生活の糧を生み出すものであり地方自治において特に重要な施策の一つと考える。

地域産業を取り巻く環境をみると、経済活動のグローバル化の進行による国内産業の空洞化やTPP問題など、刻一刻と変化している状況であり、そのような状況下において、市では平成23年度からの『豊橋市産業戦略プラン』に則り事業が推し進められている。

特に産業振興に係る事業の中で、予算規模と豊橋市の産業の特徴を示している、『中小企業振興』及び『農業振興』は市民にとって広く関心を持たれる分野であると考え。

よって、当該施策の事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、監査を実施することに大きな意義があると考え、監査テーマとして選定するものである。

4. 外部監査の対象部署

産業部

5. 外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成27年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成27年5月25日 至：平成28年1月31日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 産業振興に関する施策に係る事務の執行の合规性
 - ・産業振興に関する施策に係る事務について、市の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
 - ・産業振興に関する施策に係る事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- ② 産業振興に関する施策に係る事務の執行の経済性・効率性・有効性
 - ・産業振興に関する施策に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合规性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

佐藤 繁 (公認会計士)
鈴木 淳一 (公認会計士)
宇野 健二 (公認会計士)
伊藤 雅思 (公認会計士)
稲垣 洋一 (公認会計士協会準会員)
竹内 恭平 (公認会計士協会準会員)
山田 麻登 (弁護士)

第2 産業振興施策に関する概要

1. 市の産業振興策の基本理念

市では平成23年度に「豊橋市産業戦略プラン」を策定し、産業戦略の基本方向及び基本理念を掲げている。この「豊橋市産業戦略プラン」は「第5次豊橋市総合計画」の「基本構想」に掲げる「活力と魅力にあふれるまちづくり」の推進を担う行動計画として位置づけるものであり、社会経済の状況の変化に対応するべく、農業・工業・商業といった分野を横断するプログラムをはじめとし、各分野にわたる産業振興の実行方策を戦略として整理し構成した実践プランである。

<基本理念>

国の産業構造が環境意識の高まりや技術革新により大きく変化するなか、市産業の現状と課題を踏まえ、農・工・商のバランスがとれた産業構造を維持しつつ本市産業の力強い持続的な発展の実現を目指し、事業者、関係団体、行政などが一体となって取り組む共通の方向性として、以下のような点がある。

- ①既存事業者がもっと頑張れる環境づくり、
- ②農工商連携や環境関連技術を中心とした新しい産業の創出と広がり、
- ③積極的な情報発信による、品質の高い豊橋の生産品等のPR

そして、これらの方向性を実現するために、産業戦略プランの基本理念を次のように定める。

『活力と魅力を発信する産業のまち「とよはし」 農・工・商の多彩な産業力とつながり力による持続的な発展と活力創造』

2. 産業振興の課題について

市では産業を取り巻く現状の認識と行政施策に対する事業者ニーズを調査した上で、「豊橋市産業戦略プラン」において、産業振興に関して以下の課題を挙げている。

① バランスのとれた産業構造を活かす

市の産業は農業、工業、商業それぞれに特徴があり、足腰が強いという強み

はあるが、その一方で各分野の横の連携が十分ではない。今後ますます高まる地域間競争の中で競争力を高めていくためには、さらに農工商連携など業種の垣根を越えた取り組みによる、新たな技術・事業の創出が望まれる。

② 情報発信の強化

市は、東三河地域を代表する中核都市であり、全国有数の産出額を誇る農業、愛知のものづくりの一翼を担う工業、中心市街地における都市機能を活かした商業など、それぞれの産業に特徴がある。その一方で、観光・コンベンションへの来訪者の伸び悩み、あるいは市民が感じている豊橋産農産物との接点の少なさなどの課題もある。そのためシティプロモーション活動や観光誘致活動により、市の存在感を内外に知らしめていく必要がある。

③ 活力維持のための拠点強化

市は、自動車の輸出入をはじめとした貿易や臨海工業地帯における製造業を担う三河港周辺、産・学・官の連携拠点である豊橋サイエンスコア、購買、宿泊需要を受け止める中心市街地といった拠点を形成しており、道路や鉄道などのインフラにより東三河地域、三遠南信地域と広域的に結ばれている。市の産業の活力維持・発展に向けて、広域的な連携を意識しながら、広域幹線道路の整備促進等により、拠点強化を進めていく必要がある。

④ 中小規模の事業所・店舗等の支援

中小規模の事業所や店舗等は地域の産業集積の基盤を成し、地域の活性化に大きく貢献してきた。しかし、デフレ経済、不況等の影響で中小企業が減少してきており、地域経済の活力の低下が懸念される。産業が今後も活力を維持し、発展していくためには、中小規模の事業所・店舗等への支援が不可欠である。

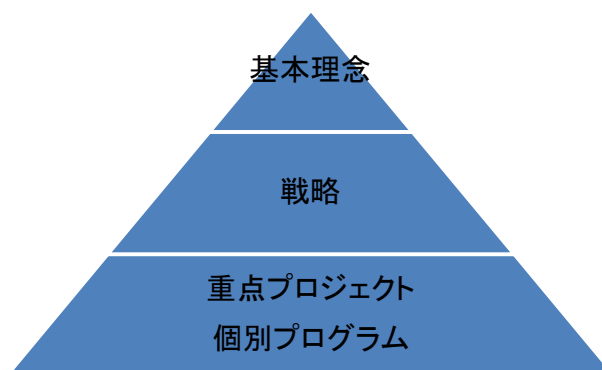
⑤ 安定した雇用

近年の経済不況に端を発した景気の悪化を受け、企業が非正規労働者を中心に急激な雇用調整を進めた結果、失業者が増加し、求人倍率が低下している。就労相談や雇用の場の創出・確保などによる、安定した雇用を目指した支援が必要である。

3. 産業戦略プランについて

(1) 産業戦略プランの構成

上述の課題を解決するために策定された産業戦略プランは、基本理念、戦略、プロジェクトで構成されている。基本理念は、市が目指す産業の姿を明らかにするものであり、基本理念を実現するために戦略及び具体的な事業計画である重点プロジェクトと個別プログラムを掲げている。

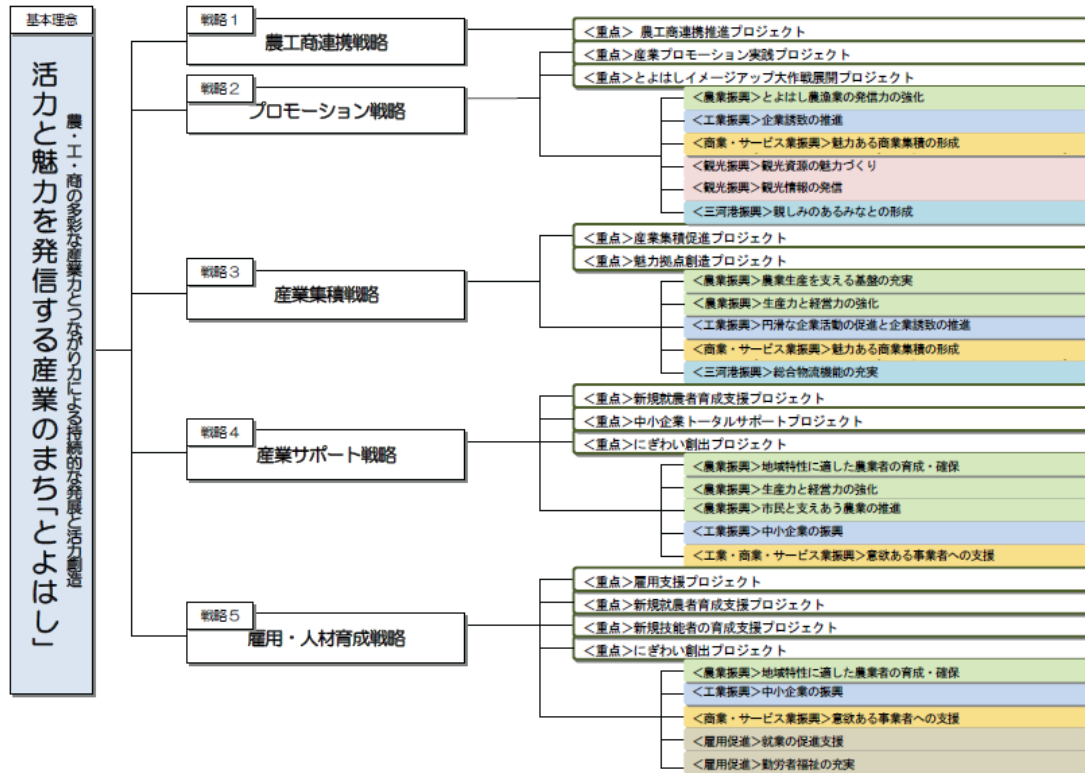


(2) 産業戦略の目標

基本理念に掲げた市における産業の姿を実現するために、産業戦略の4つの総合的な目標指標を設定している。

指標名	計画策定時 (実績値)	平成27年度目標値
市内総生産	1兆4,197億円 (平成20年度)	1兆5,500億円超
農業産出額	474億円 (平成18年)	480億円超
製造品出荷額等 (従業員4人以上の事業所)	1兆903億円 (平成21年)	1兆4,500億円超
年間商品販売額	1兆2,424億円 (平成19年商業統計調査)	1兆2,500億円超

(3) 産業戦略プラン施策体系図



(4) 産業戦略

産業活力を創造していくためには、農・工・商の枠にとらわれず、実践的な活動方針を定め、地域が一体となって戦略的に取り組んでいくことが必要として、5つの戦略を掲げている。

① 農工商連携戦略

市の農業、工業、商業のバランスがとれた産業構造を活かし、産業全体の持続的な発展を図るため、農・工・商の枠にとらわれず産学官の多方面にわたる連携を積極的に支援し、新産業や新事業の創出を戦略的に展開する。

② プロモーション戦略

市で生産される優れた農産物や工業製品の国内外市場への流通経路の確保や、市への企業や観光客の誘致を図るため、事業者、関係団体、行政などが一体となって効果的かつ戦略的なプロモーションを推進する。

③ 産業集積戦略

市が有する三河港や道路・鉄道網などの都市インフラを活かし、三河港の臨海部、県境部、広域幹線道路沿いにおける産業集積や中心市街地における商業集積を推進し、市及び東三河地域の持続的な成長を支える産業拠点の形成を戦略的に推進する。また、農業においては農業生産基盤の充実を図り、農業者へ農地の集積を促進する。

④ 産業サポート戦略

農・工・商の強みを活かして活力を創出するため、意欲ある農業者への支援、工業を支える中小企業への支援、商業を支える中小事業者への支援など各分野のサポートを戦略的に推進する。

⑤ 雇用・人材育成戦略

世界的な経済・社会動向の影響を受けながらも、継続した人材の確保・育成を図るべく、長期的な視点に立ち、地域産業の発展に貢献できる人材の確保・育成を関係機関と連携して取り組む。

(5) 戦略に対するプロジェクト

以下、産業振興に関係する各戦略に対するプロジェクトのうち、重点プログラムについて記述する。

① 農工商連携戦略

・農工商連携推進プロジェクト

農業振興に力点を置いたこれまでの取組みに、工業、商業分野への視点を踏まえて農工商が連携し、生産から加工、流通、販売まで戦略的に取り組み、各産業分野が一体となって、新たな付加価値を創造するため、食農産業クラスターの形成を促進する。

食農産業クラスターの推進	流通業とのタイアップを視野に入れた商品開発やクラスターによる商品の売込みを観光業と連携し一体的、戦略的に推進する。	<ul style="list-style-type: none">・コーディネーターへの支援・セミナーの開催・流通業とのタイアップによる商品開発・農産物長期保存技術の導入・加工品等の販路開拓・農業の6次産業化の推進
--------------	---	---

植物工場の普及促進	農産物の計画的・安定的生産に資するため、植物工場の普及促進に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光利用型植物工場（豊橋モデル）の開発支援 ・太陽光利用による施設園芸の高度化 ・農業者への普及支援 ・人工光型植物工場の普及促進
クリーンエネルギー技術の導入促進	施設園芸を中心にLED、ヒートポンプ等のクリーン技術の導入促進に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ技術、設備の導入の推進（LED、ヒートポンプ等） ・太陽光利用による施設園芸の高度化（植物工場化） ・バイオマス資源等の利活用の推進
ファーマーズマーケットの機能強化の推進	平成21年にオープンしたファーマーズマーケットの加工販売施設、農家レストラン等の整備により、集客能力と農産物の販売力を強化し、ファーマーズマーケットの市農業の出荷機能としての地位向上をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・加工販売施設、農家レストラン等の検討
三遠南信地域基本計画の推進	三遠南信地域連携ビジョン及び地域中核産学官連携拠点として国の指定を受けた「光・電子イノベーション創出拠点」を核として、輸送機器用次世代技術産業、健康・医療関連産業、新農業、光エネルギー産業の4分野の新産業の集積を進め、三遠南信広域イノベーションクラスターを創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代輸送機器産業クラスタープロジェクトの推進 ・航空宇宙産業クラスタープロジェクトの推進 ・健康医療産業クラスタープロジェクトの推進 ・新農業クラスタープロジェクトの推進 ・光・電子産業クラスタープロジェクトの推進

② プロモーション戦略

・産業プロモーション実践プロジェクト

市で生産される優れた農産物や工業製品を国内外の市場へ流通させるため、事業者、関係団体、行政が一体となって効果的かつ戦略的な商品開発や販路開拓などに取り組む。

首都圏販売戦略の推進	首都圏を中心に豊橋の特産品の販売に取り組むとともに、物流を踏まえたプロモーションを実施し、地域ブランド化やマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等での産業プロモーションの実施
------------	--	---

	ィングを推進する。	
海外販売戦略の推進	アジア各国などに貿易事情や嗜好性に応じて戦略的に販売促進及び、商品開発に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋田原広域農業推進会議による海外への戦略的販売促進 ・ものづくり・夢づくりへの支援（販路開拓支援事業）
地域ブランドの創出	豊橋の特色ある地域資源の魅力を高めるため、良好な都市イメージの形成や農産物、商品などの差別化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・とよはし農産物ブランド育成計画（仮称）の策定と推進 ・豊橋ええじゃないかブランド（仮称）認定事業の推進

・とよはしイメージアップ大作戦展開プロジェクト

地域外での認知度を高めるため、全国に誇れる「手筒花火」「総合動植物公園」「市電」「食文化」などの地域資源を戦略的に活用し、「とよはしイメージアップ大作戦」を展開する。

「手筒花火」を活用した広域的な観光PR	首都圏等での手筒花火のデモンストレーションの実施など手筒花火を核とした観光PRにより市の知名度を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・手筒花火等の広域観光PRの実施
とよはし食文化の提案	多種多様な食材を全国に提供する市から、食を中心とした生活・文化の提案に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ええ級グルメの開発・販路開拓・旬彩☆楽市の開催 ・地産地消活動の推進 ・ええじゃないか豊橋物産展の実施

③ 産業集積戦略

・産業集積促進プロジェクト

新産業の創出と企業進出の促進に取り組むとともに、三河港を中心とした物流機能を一層強化することにより、市および東三河地域の持続的な成長を支える産業拠点の形成を目指す。

新産業創出支援	産業支援機関である㈱サイエンス・クリエイティブの機能を強化するとともに、産学官連携による新産業創出を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、研究機関等への委託研究支援、コーディネーター配置 ・産業活性化フォーラム、ビジネスプランコンテストの開催 ・三遠南信地域基本計画の推進
---------	---	---

環境関連産業振興事業の促進	自然エネルギーをはじめとする環境関連産業の活性化へ取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーに関連した産業振興事業の検討 ・次世代自動車普及促進に向けた検討 ・PPP/PFI手法による新たな環境関連産業の検討
広域連携による企業誘致活動の推進	東三河5市が連携し一体となって地域の魅力を発信し、知名度向上と誘致活動に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏をはじめとする展示会等への出展 ・各市主催事業への相互協力
工業用地の確保	三河港臨海部や県境地域など、広域アクセスへの利便性に優れた地域を中心に、新たな工業用地の確保のための検討を進めるとともに、既存の工場跡地の有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用地確保の検討 ・工場跡地の情報収集・発信
三河港ロジスティクス戦略の推進	自動車流通の強化を図るための港湾施設等の整備促進及びポートセールスや助成制度などを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車流通等に関する調査研究 ・自動車船の寄港や自動車取扱台数の増加に繋がる助成制度の実施 ・大型船に対応した岸壁整備促進の要望
三河港周辺地域産業幹線道路ビジョンの実現	三河港周辺地域の幹線道路整備のため、名豊道路を機軸とした「東海ものづくり回廊」を支える「はしご状幹線道路網」の形成を目標として、ビジョンの実現に向けて地域が一体となって働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・「はしご状の産業幹線道路網」の整備促進の要望

・魅力拠点創造プロジェクト

まちなかのにぎわいを創出するため、魅力ある商業・サービス業の集積を促進するための再開発に取り組む。

にぎわいを創出する拠点の整備	市のまちなかが、広域から人々が集まり、「にぎわいのあるまち」とするため、既存商業ビルのリニューアルを視野に入れた再開発に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間再開発事業の促進 ・駅前大通南地区の整備
----------------	---	--

④ 産業サポート戦略

・新規就農者育成支援プロジェクト

市の農業の将来を担い、地域農業の刺激となる農業者を育成するため、新規就農を志す者を対象とした研修のシステム化等、地域ぐるみで人材育成に取り組む体制を整える。

新規就農者の育成、支援	行政、関係団体等が一体となり地域ぐるみで、後継者や新規就農者に対する育成・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・就農研修のシステム化 ・農業委員会・農業団体等との連携による農地確保支援 ・新規就農者に対する初期投資の支援 ・行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築
-------------	---	--

・中小企業トータルサポートプロジェクト

市の大多数を占める中小企業の経営基盤の強化を図るため、企業活動や設備投資への助成など、総合的に支援する。

経営力・販売力の強化	生産設備等の近代化を図るとともに、企業活動に必要な国際規格や知的財産権の取得、販路開拓を支援することにより、国内外における競争力や販売力を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等の設備投資の促進 ・ISO規格認証等の取得支援 ・特許権など産業財産権の取得促進 ・展示会への出展など販路開拓活動の促進
------------	--	---

・にぎわい創出プロジェクト

まちなかにおける文化的・経済的な交流の拡大を図るため、中心市街地の拠点施設を中心に産業・芸術文化など魅力的で個性的な交流事業を積極的に展開する。

駅前広場等におけるイベントの開催	まちなかへのにぎわい回帰、住民参加型のまちづくりの実現を図るため、特産市を中心とした集客イベントを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかにぎわいプロモーション事業の推進（旬彩☆楽市の開催） ・まちなかイベント連絡会議の開催 ・まちなかミュージシャンズと連携したイベントの開催
商店街や市民によるイベントの開催支援	販促イベントやイルミネーションフェスティバル等のイベントを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・商業団体共同事業への支援 ・商学連携促進事業への支援 ・まちなかフェスティバル開催への支援 ・イルミネーションフェスティバル開催への支援

⑤ 雇用・人材育成戦略

・雇用支援プロジェクト

求職者の就職活動を幅広く支援して、だれでも働きやすい環境を目指すとともに、企業の雇用を確保する事業に取り組む。

就業希望者に対する支援	高齢者、障害者、女性、外国人、ニートなどの就職支援を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な就業支援を行うため、行政、関係団体等でネットワークの構築 ・事業者に対する雇用啓発事業の実施
-------------	----------------------------------	--

・新規就農者育成支援プロジェクト

市の農業の将来を担い、地域農業の刺激となる農業者を育成するため、新規就農を志す者を対象とした研修のシステム化等、地域ぐるみで人材育成に取り組む体制を整える。

新規就農者の育成、支援	行政、関係団体等が一体となり地域ぐるみで、後継者や新規就農者に対する育成・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・就農研修のシステム化 ・農業委員会・農業団体等との連携による農地確保の支援 ・新規就農者に対する初期投資の支援 ・行政、関係団体等との連携によるサポート体制の構築
-------------	---	---

・新規技能者の育成支援プロジェクト

ものづくりを担う人材の養成を図るために、地元工業高校や職業訓練校の若年技能者に対し、技術習得の支援を行う。

新規技能者の育成支援	とよはしの匠をはじめとする熟練技能者を活用した実践指導や職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練など技能者の育成支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域技能者を活用した実践指導の推進 ・技能労働者の養成支援
------------	---	---

・にぎわい創出プロジェクト

まちなかにおける文化的・経済的な交流の拡大を図るため、中心市街地の拠点施設を中心に魅力的で個性的な交流事業を積極的に展開するとともに、意欲

的な事業者の新たな取組みを支援する。

新規事業者の育成支援	商店街活動の推進に必要なリーダーの育成や意欲ある事業者育成のため、セミナー等の開催や新規創業への誘導に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">・ 開業セミナーの開催・ 研修会への参加支援・ 創業塾の開催支援・ 新規事業者育成プログラム構築の検討
------------	--	--

4. 産業戦略プランの達成状況

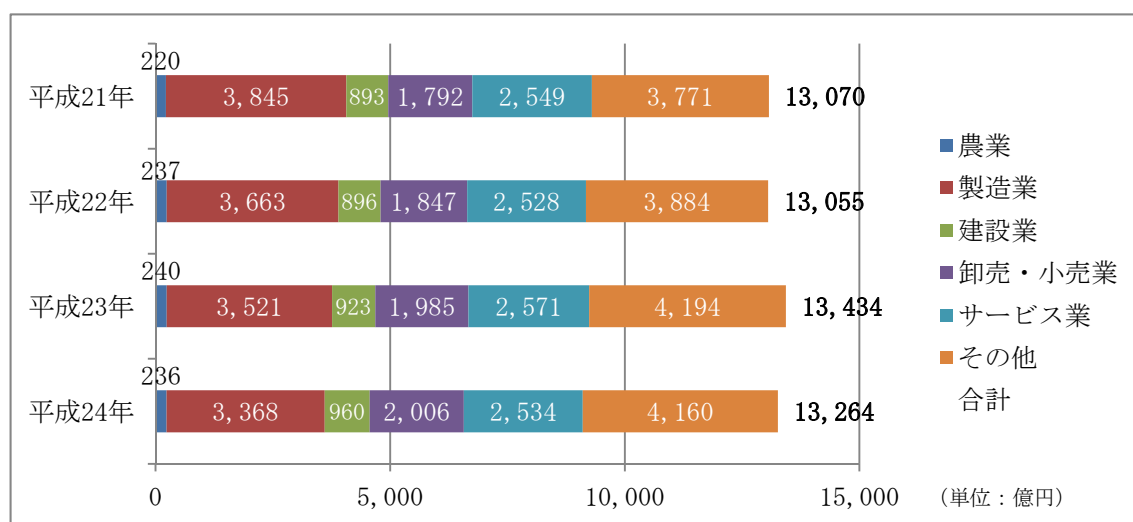
市の産業戦略プランの目標指標の達成状況を「豊橋市産業戦略プラン進捗状況報告書（平成27年8月産業部作成）」に基づき記述する。

（1）市内総生産

<産業戦略プランの目標値と達成状況>

指標名	計画策定時 (実績値)	平成27年度目標値	達成状況 (平成27年6月末現在)
市内総生産	1兆4,197億円 (H20年度)	1兆5,500億円超	1兆3,264億円 (平成24年度)

<業種別の市内総生産の推移>



(資料：愛知県統計課)

計画期間中の社会経済情勢は、平成20年のリーマン・ショックを端とする世界同時不況の影響が尾を引いていることや、平成23年3月に発生した東日本大震災、また、平成26年4月からの消費税増税など、国内需要の減少等につながる要因が多くあったが、最近では、アベノミクスや円安等の好影響が浸透しつつあり、企業の採用等も増加傾向にあるなど、回復傾向にある。

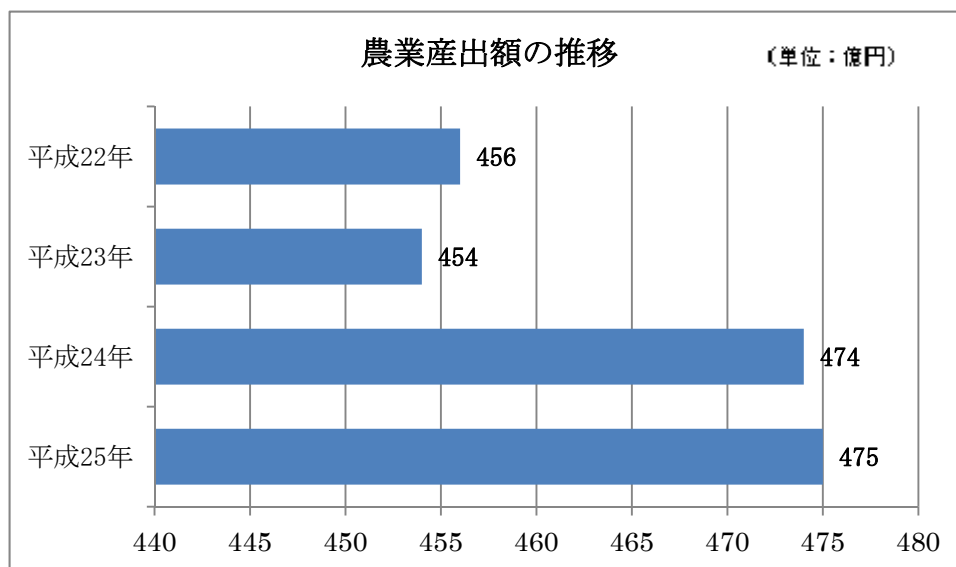
市内総生産のうち、市産業をけん引する製造業は、社会経済情勢の影響を大きく受けた自動車関連産業の減少に伴い減少したものの、建設業や卸売・小売業は増加傾向にある。

(2) 農業産出額

<産業戦略プランの目標値と達成状況>

指標名	計画策定時 (実績値)	平成27年度目標値	達成状況 (平成27年6月末現在)
農業産出額	474 億円 (H18年)	480 億円超	475 億円 (平成25年度推計値)

<農業産出額の推移>



(資料：豊橋市農業企画課)

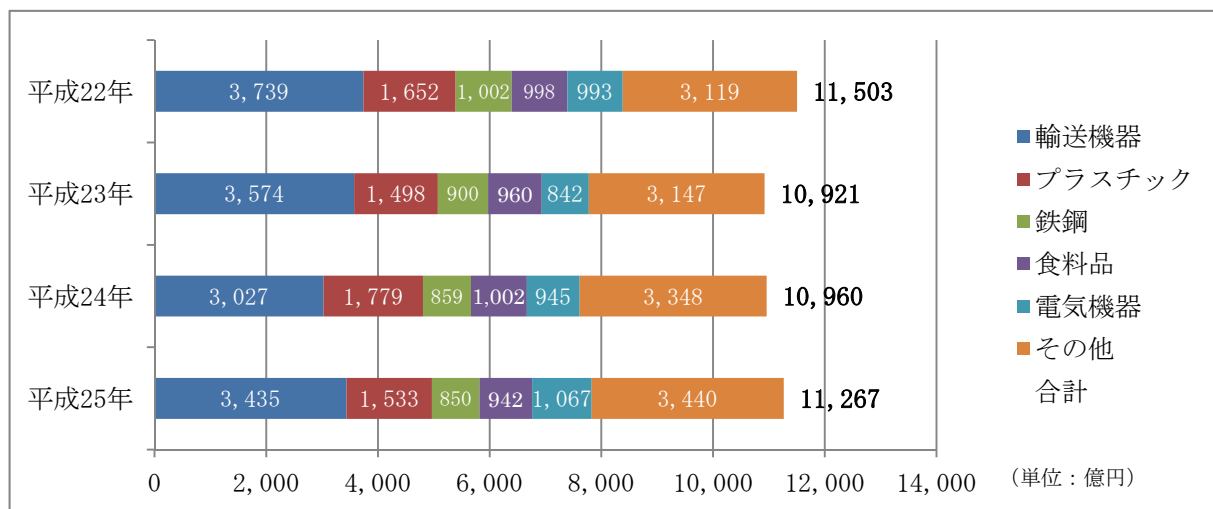
農業産出額は、先端農業技術の導入や収益性の高い品目への転換もあり、平成24年度以降は平成18年当時の水準に戻っている。

(3) 製造品出荷額等

<産業戦略プランの目標値と達成状況>

指標名	計画策定時 (実績値)	平成27年度目標値	達成状況 (平成27年6月末現在)
製造品出荷額等 (従業員4人以上の事業所)	1兆903 億円 (H21年)	1兆4,500 億円超	1兆1,267 億円 (平成25年度)

＜業種別の製造品出荷額等の推移＞



(資料：工業統計調査 (H24は経済センサス活動調査))

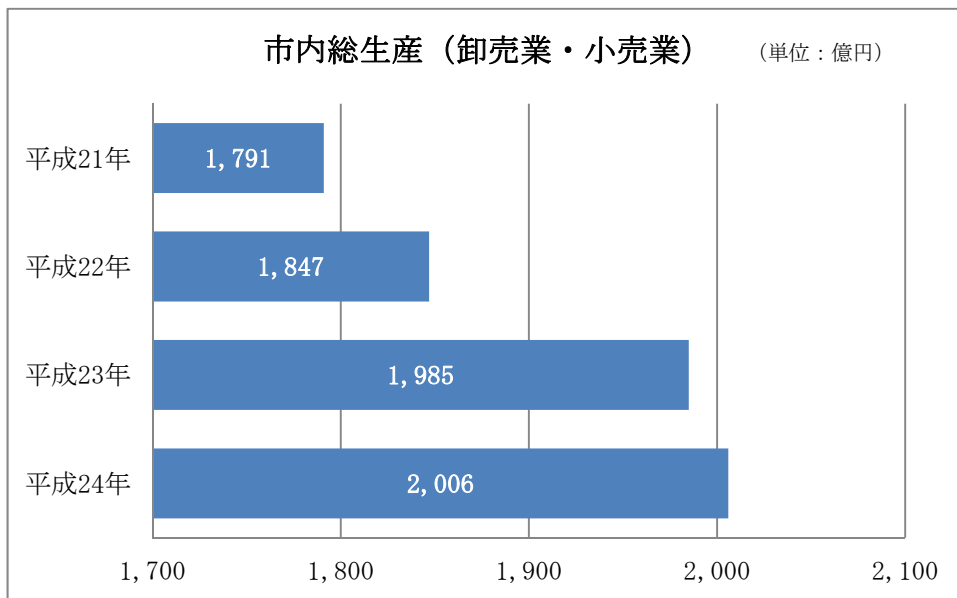
「製造品出荷額等」は、自動車関連産業や鉄鋼といった重工業を中心に生産額が減少したが、平成25年度には自動車関連、電気機器等が増加するなど、全体としては回復傾向にある。また、工業分野では業種による偏りが少なくバランスが取れているため、社会経済情勢の影響を最小限に抑えられている。

(4) 年間販売額等

＜産業戦略プランの目標値と達成状況＞

指標名	計画策定時 (実績値)	平成27年度目標値	達成状況 (平成27年6月末現在)
年間商品販売額	1兆2,424億円 (H19年商業統計調査)	1兆2,500億円超	9,758億円 (平成24年経済センサス活動調査)

<卸売業・小売業の市内総生産の推移>



（資料：愛知県統計課）

「年間商品販売額」の指標分析の参考とした「あいちの市町村民所得」の市内総生産では、平成21年度までは減少したが、以降は増加傾向にある。

3. 包括外部監査の対象事業について

第5次豊橋市総合計画の「活力と魅力にあふれるまちづくり」の政策である「農漁業の振興」、「工業の振興」、「商業・サービス業の振興」の事業について、概要ヒアリングを実施した。その結果、包括外部監査の対象として検討した事業は以下のとおりである。

担当課名	事業名	平成 25 年度 決算額(円)	平成 26 年度 決算額(円)	監査結果の 記載ページ
産業政策課	食農産業クラスター推進活動事業費	11,241,940	7,160,199	P34～
産業政策課	植物工場普及促進事業補助金	10,850,382	10,506,000	P37～
産業政策課	加工食品海外販路開拓事業費	4,795,877	3,600,516	P40～
産業政策課	イノベーション創出等支援事業費補助金	36,878,454	42,913,070	-
産業政策課	地域産業支援機能強化補助金	21,561,000	21,304,000	P43～
産業政策課	海外販路拠点設置可能性調査事業	10,755,911	7,341,655	-
産業政策課	海外販路拠点設置事業費	-	4,917,815	-
産業政策課	企業誘致活動事業費	5,111,677	6,513,755	-
産業政策課	企業立地促進奨励金	239,728,000	205,996,000	-
産業政策課	豊橋市食品認定機関設置等調査事業	-	1,000,000	-
産業政策課	豊橋市農産物新品種栽培等可能性調査事業	-	1,000,000	-
産業政策課	豊橋駅東西自由連絡通路展示物設置事業費	1,253,000	4,745,315	-
産業政策課	豊橋産農産物首都圏販売事業補助金	37,046	159,517	-
商工業振興課	中小企業近代化奨励金	302,000	2,800,000	P46～
商工業振興課	経営改善普及事業補助金	3,000,000	3,000,000	-
商工業振興課	制度融資信用保証料補助金	77,490,200	89,678,000	P65～
商工業振興課	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	380,200	1,559,900	-
商工業振興課	小口事業資金預託金	737,000,000	869,000,000	P48～
商工業振興課	経営安定資金預託金	134,000,000	56,000,000	P48～
商工業振興課	小規模企業等振興資金預託金	320,000,000	300,000,000	P48～
商工業振興課	中心市街地商業活性化資金預託金	19,000,000	23,000,000	P48～
商工業振興課	創業支援資金預託金	48,000,000	71,000,000	P48～
商工業振興課	中小企業団体共同事業資金預託金	15,000,000	14,000,000	P48～
商工業振興課	小規模事業資金預託金	12,000,000	18,000,000	P48～
商工業振興課	商工組合中央金庫預託金	100,000,000	50,000,000	P48～
商工業振興課	愛知県信用保証協会損失補償金	3,011,902	3,341,897	P60～

担当課名	事業名	平成 25 年度 決算額(円)	平成 26 年度 決算額(円)	監査結果の 記載ページ
商工業振興課	中小企業振興助成金	122,775,740	160,585,780	P68～
商工業振興課	ものづくり・夢づくり支援事業費	12,599,000	10,767,000	P71～
商工業振興課	工業振興プログラム策定事業費	-	839,240	-
商工業振興課	「とよはしの匠」顕彰事業費	600,008	982,565	-
商工業振興課	「高校生技術アイデア賞」事業費	691,172	715,058	-
商工業振興課	エコカーチャンピオンシップ事業費補助金	1,116,000	1,200,000	-
商工業振興課	技能五輪開催事業費	-	6,751,337	-
農業企画課	農業経営基盤強化促進対策事業費	664,152	2,673,636	P75～
農業企画課	新規就農・経営継承総合支援事業費補助金	17,875,000	36,750,000	-
農業企画課	6次産業化支援事業補助金	1,164,549	1,081,898	P79～
農業企画課	農業団体等利子補給補助金	13,049,156	13,074,113	-
農業企画課	経営体育成支援事業費補助金	17,421,000	21,669,000	-
農業企画課	農産物プロモーション事業費	8,685,965	4,987,878	-
農業企画課	豊橋産農産物販売促進事業補助金	1,342,544	1,500,000	-
農業企画課	豊橋田原広域農業推進会議事業負担金	3,367,000	3,367,000	P82～
農業企画課	新商品等開発推進事業費	-	1,413,400	P85～
農業企画課	豊橋産農産物海外販路開拓事業費	-	12,455,872	-
農業企画課	花のまち豊橋プロモーション事業費	-	4,441,124	-
農業企画課	農業振興地域整備計画推進事業費	412,508	12,637,496	-
農業企画課	水の展示館管理運営事業費	5,171,491	5,277,710	P89～
農業支援課	水田農業経営所得安定対策推進費補助金	7,534,000	3,825,000	P93～
農業支援課	農作物鳥獣被害防止事業費	3,002,392	4,166,450	P97～
農業支援課	強い農業づくり事業費	-	707,536,500	-
農業支援課	鶏卵生産者経営安定対策事業補助金	6,371,400	6,636,288	P105～
農業支援課	養豚経営安定対策事業補助金	1,454,752	1,311,349	P108～
農業支援課	フラワードリーム開催費補助金	1,600,000	1,600,000	P112～
農業支援課	市民ふれあい農園事業費	3,431,872	3,866,387	P116～
農業支援課	農産物博覧会振興補助金	2,885,662	2,899,724	-
農業支援課	先端農業技術導入支援事業費	1,215,000	145,800	P120～
農業支援課	環境と安全に配慮した農業推進事業費	1,521,055	837,160	P122～
農業支援課	長期展張フィルム導入促進事業補助金	966,170	990,410	P124～
農業支援課	家畜排せつ物処理施設修繕費補助金	-	306,622	P126～
農業支援課	畜産バイオマス活用事業費	-	379,840	P128～

担当課名	事業名	平成 25 年度 決算額 (円)	平成 26 年度 決算額 (円)	監査結果の 記載ページ
農業支援課	耕作放棄地対策事業費	929,062	813,345	P131～

第3 外部監査の結果 —総括的事項—

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、市の産業振興に係る施策をさらに有効かつ効率的なものにするための方策について意見を述べることとする。

1. 農業に対する市の戦略の明確化について（意見）

平成23年度に定めた「豊橋市産業戦略プラン」において、市は農業、工業、商業のバランスがとれた産業構造を活かし、これらの連携による持続的な発展を戦略として設定しているが、当然ながらそれぞれの産業の振興に向けた市の役割は同質ではないと考えられる。ここで各産業の特性と市の関わり方について考察してみた。

①農業

市は国内の他の市町村と比べてもトップクラスの産出額を誇っており平成25年度は475億円（推計値）となっている。豊橋市が気候や地形に恵まれ国内でも有数の農業に適した地域であることや、大規模消費地である首都圏や中京圏へのアクセスも良いことから、農産物が消費されるためのインフラ環境が整っていることが特性として挙げられる。今後は、国主導のもと農政改革が強力に進められTPP協定が結ばれるなど環境変化が大きく、国や県と連携した市の関与が強く求められると考える。

②商業

市の商品販売額は名古屋市、豊田市に次いで県内3位となっており平成24年度の実績は約1兆円となっている。販売額は市内の消費人口や近隣市町村等などからの買い物客の流入など、消費者の規模に影響を受けることから、住みやすい環境作りや道路整備など交通アクセスの整備が販売額を増加させる要因になると考えられ、商店街の整備などを除くと市場の競争原理に委ねることによりある程度の適正化が図られることが想定されるため、市の関与は事業者に対する直接的なものではなく、インフラ整備などの間接的なものが中心になると考える。

③工業

工業製品出荷額等は愛知県内で10位前後をキープしており平成25年度の実績は約1兆1千億円となっている。製品内容を愛知県内の他の市と比較すると輸送用機器の比率が低く、生産品目は多岐に渡っている。そのため工業製品出荷高の変動が少なく安定的な数値を確保している。また大企業に比べ財務体質が脆弱な中小事業者が多いことから、中小企業の経営安定に対する施策が特に重

要と考える。そのような中、市の特徴的な取り組みとしては、(株)サイエンス・クリエイトを拠点とした新たな産業の創出と、伝統産業を守るための具体的な施策が挙げられる。

市は農業、工業、商業のバランスのとれた産業の振興を掲げているが、各産業に対する求められている役割は同質でなく、特に農業については農業生産基盤の充実や後継者問題に対する対応など基本的には国の定める「食料・農業・農村基本計画」に沿った戦略となっており、その事業を個々にみていくと、単独で実施している地域農業の発展に資する事業も含め内容が多岐に渡り、一つ一つの事業に対する予算は比較的小規模なものが多くなっている。これは、農家に最も近い立場にある市だからこそその状況と考えられる。

農政改革の推進により農業に対する国の施策も大きく変わることが想定されるが、限られた経営資源を有効に活用するためには、市の置かれている課題を十分に把握し、優先順位を明確にしたうえでより重要な課題に対し集中できるような戦略を立て、戦略に沿った事業を行うことにより各農業施策がより意味を持ち、より適時適切な事業の改廃に繋がり、ひいては市の農業施策をより効果的なものにすることが可能になると考える。

例えば、食料の安定供給の確保という観点から、市の耕作放棄地に対する取組をみると、平成20年の「耕作放棄地全体調査要領」を受け毎年1ヶ月以上にわたり農業委員と連携し農業振興地域全筆を対象とし産業部の職員による利用状況の現地調査が行われている。このような取組の結果、平成20年には342.2haあった荒廃農地面積が平成26年度の調査時点においては309.5haと、耕地面積の4.0%にまで低下し、全国平均の6.1%を大きく下回っている。また荒廃の度合いを3段階に区分し、今後の耕作地への転換の可能性についても検討を行うなど、市の取組や恵まれた立地などから必ずしも全国的に課題となっている耕作放棄地が増加するような状況とはなっていない。

このような状況において、市は耕作放棄地割合が全国的に見ても低いことから今後の対応の費用対効果を考え耕作放棄地問題は戦略として重要視しないという判断もあるだろうし、恵まれた立地であるからこそ、農地の基盤整備を通じ、さらなる優良耕作地の確保が可能と考え、これを中心的な戦略として位置付けるということも考えられる。何れにしても戦略策定の背景をより明確にし、選択と集中を行った上で各年度の事業を決定すべきではないだろうか。

2. 補助金の効果測定について（意見）

市が行っている様々な補助事業については18ページから20ページに記載した通りであるが、これらの補助金の効果測定はその事業によって明らかに測定可能なものもあれば、測定可能であってもその測定にかかるコストが費用対効果の観点から必ずしも簡単には行えないものもある。また、補助金の効果測定そのものが短期間で判断するのが難しく、何を以て補助金の効果があったと言えるのかが分かりにくいような補助事業も存在する。

このよう状況において各事業で作成されるPDCAシートの効果測定基準を確認すると、補助金の支出件数や対象となった事業自体の実施回数などが記載されているものが散見され、全体としても補助金の効果測定が十分に行われてはいないと考えられる。すべての補助金に明確な基準を定めることは難しいかもしれないが、今一度明確な基準となっているかどうかを確認する必要があると考える。

また補助金の支出先の状況を一定期間把握することにより、その補助金の効果が測定できるものもあると考えられるが、多くの補助金については市の担当者が状況を訪問などにより把握しているとのことであるが、その記述を確認することができなかった。

市における産業政策はその事業の有効性を見極めながらタイムリーに政策の入れ替え、改廃を行っていく必要があると考えられるため、補助金ごとに効果測定を行う期間を定め、訪問記録などを補助先ごとの台帳に記載し、上席者や後任者などと情報を共有して、補助金の効果を客観的かつ組織的に判断できる体制を整備することが必要と考える。

3. 制度融資における預託金の必要性について（意見）

金融機関からプロパーで融資を受けることが困難であるような中小事業者の資金需要として、市が行う保証付の制度融資に対する一定程度のニーズはあると考えられる。また市として、制度融資に付随する信用保証料補助金や、信用保証協会に対する損失補償契約負担金についても必要性は理解できるところである。一方で、預託金制度については制度導入時と環境が大きく変化しており、金融機関に対し現行の預託金を拠出し続けることが、制度融資を維持する上で必要不可欠かという点については疑義がある。

先ず金融機関が預託金を受けるメリットとしてゼロコストで資金を調達できることがあげられるが、超低金利の状況においてはそのメリットは薄いと考えられる。次に地域金融機関の貸出金の伸びをみると新規の融資先が見つから

ず預金に占める貸出金の割合が低下しており融資への取組をより積極的に行わなければならない状況にある。更には金融庁からも地域事業者に対するリスクマネーの供給が求められており、自らのリスクでベンチャー企業等への融資の取組を行わなければならない状況にある。

このような環境下において、市から金融機関に預託金として拠出した金額は、利用実績の低下に合わせ毎年見直しが行われ減額しているものの、平成26年度は約14億円となっている。この預託金は年度末には返還されるため毀損することはないと考えられるが、年度中においては金融機関に無利子で預入されているのみであり、他に活用できる機会を逸失してしまっている。

このことから、金融機関への預託金制度を存続することの必要性を検討するとともに、利子補給制度など預託金制度以外の方法による制度融資のスキームも検討し、税金をより有効に活用することが必要と考える。

4. (株)サイエンス・クリエイトに関する事項について

(株)サイエンス・クリエイトは昭和63年3月に策定された「サイエンス・クリエイト21基本計画」に基づき、愛知県、豊橋市、日本政策投資銀行及び民間企業の出資により平成2年10月に設立された第三セクターの株式会社であり、産学官共同研究や地域産業支援のための事業を行っている((株)サイエンス・クリエイトの詳細な概要については27ページ参照)。事業内容は貸会議室の他、産学官連携に関する市や県などからの受託業務及び補助事業を主たるものとしている。市はこれまで地域産業の発展に資するための公共的な側面の強い様々な事業を(株)サイエンス・クリエイトにて実施し地域社会に貢献してきており、(株)サイエンス・クリエイトは豊橋市の産業振興には不可欠な存在であると考えられる。

そのため市の産業振興に係る補助金や委託費が有効に活用されるためには、如何にして(株)サイエンス・クリエイトを効果的に存続させるかが課題となってくる。

(1) (株)サイエンス・クリエイトの将来計画や今後の方向性について(意見)

(株)サイエンス・クリエイトの主たる事業の一つに、豊橋サイエンスコアにおけるコンベンションホールや研究開発オフィスの賃貸事業があり、これらの事業が行われている建物等は建設から25年が経過し(報告書時点)老朽化も進んできているため、修繕計画を策定して修繕を実施しているものの、資金面などを考慮すると計画どおりに進まない面も多く、緊急性の高い修繕工事から

順に実施しているような状況である。また建物等については収益状況が思わしくないことから過去において減損処理により帳簿価格の引き下げが行われ、平成23年度にはそれまでの累積損失を解消するために1,449,500千円の減資を実施している。

このような状況下で、平成23年度に開催された経営構造改革検討会議にて、施設の譲渡や法人の清算も視野に入れて立て直し策を検討した結果、市や株主の協力のもと、現状の形態を維持して経営を継続し再建を図ることとし、様々な施策により平成26年度においては32,781千円の当期純利益を計上し黒字化を達成しているものの、将来の豊橋サイエンスコアの建て替えやそれまでに必要な修繕に対する積立が十分とはまだまだ言えない状況であり、依然として財務的には厳しい状況である。

そのため、(株)サイエンス・クリエイトは今後具体的にどのような事業に対して経営資源を集中し純資産を積み増していくのかが課題であり、場合によっては豊橋サイエンスコアの公共性に着目し、建物等の資産を市に譲渡し、(株)サイエンス・クリエイトは施設の管理運営を行い本社については市から賃借による形態への変更や、賃貸事業以外の事業も公共性が高いことから、株式会社から法人形態を変更し公益財団法人などの非営利法人として存続させるなど、長期的な展望での将来計画の策定が望まれる。そして、その長期的な将来計画に基づいて必要な修繕積立金の金額を算定し、どの時点でいくら積み立てる必要があるのかを明確にした上で、これを毎年の事業計画に落とし込み管理すべきである。

しかしながら(株)サイエンス・クリエイトの事業は市からの受託事業や補助事業が大きな割合を占めており、事業そのものについて(株)サイエンス・クリエイト側で策定していないことから、主体的な立場で中・長期計画を策定することが困難な状況と考えられる。また職員の勤続年数も短く、市からの出向者が中心となっていることから会社の事業を抜本から見直すような計画を独自に策定することが難しい環境にあると考えられる。

ここで誰が主体的な立場で将来計画を作成するのが望ましいかを検討する。先ず(株)サイエンス・クリエイトの株主構成を見ると、豊橋市の出資割合は愛知県と共に12.91%で筆頭株主とはなっているものの、日本政策投資銀行やその他の事業会社も多くの株式を保有していることから、法的には市が主導的な立場で(株)サイエンス・クリエイトの再建を進めることは難しいように思われるが、前述したように多くの市の事業に係る補助業務や委託業務を行っているだけでなく、主要な役割を担う役員や職員の派遣も行われていることから、実質的には市が支配していると考えられることも出来るのではないだろうか。形式的な関係を見捨てることは出来ないかもしれないが、事業運営が適切になされ

るよう将来計画の策定から計画の進捗状況の管理について市はより積極的な関与をしていくことが必要と考える。

(2) (株)サイエンス・クリエイトへの補助金について (意見)

市は(株)サイエンス・クリエイトに対し補助金や業務委託といった形で、継続的に様々な支援を行っている。したがって、各種の業務委託や補助金が目的に沿って適切に執行されていることを市は確認する必要がある。

その一方で、会社としては平成26年度に32,781千円の当期純利益を計上しており、(株)サイエンス・クリエイトが営利目的の株式会社という形態をとっている以上、こういった余剰資金は株主総会での決議次第では配当として社外に流出してしまう可能性もあり、その結果補助金として投入した資金が外部に流出する結果となる可能性がある。

上述のとおり、(株)サイエンス・クリエイトとしては将来の修繕等の備えとして利益を積み立てる必要があるため補助金を単純に減らせば良いというものではないと考えるが、補助金として交付した金額が結果的に社外に流出することは避けるべきであり、そのためにはたとえば計上した利益は一定金額に達するまで全額修繕積立金として利益処分するような規定を設けるなど、利益剰余金の今後の用途について明確にしておくことが望ましい。

第4 外部監査の結果 一部局別の監査結果一

I 産業政策課

1. (株)サイエンス・クリエイトについて

(1) 概要

株式会社サイエンス・クリエイトは昭和63年3月に策定された「サイエンス・クリエイト21基本計画」に基づき、愛知県、豊橋市、日本政策投資銀行及び民間企業の出資により平成2年10月に設立された第三セクターの株式会社である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法により東海地域ではじめてリサーチコアとして認可された拠点施設である豊橋サイエンスコアを運営するほか、産学官共同研究や地域産業支援のための事業を行っている。平成27年3月時点の概要は以下のとおりである。

設立	平成2年10月22日
資本金	100,000千円。 ただし、平成23年度において1,449,500千円の減資をしている。
本社所在地	豊橋サイエンスコア内。 豊橋サイエンスコアの整備費合計は2,529,243千円で、 そのうち市が21,493千円を補助している。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">● 産学官連携・農工商連携事業● 創業支援・人材育成支援・事業化支援事業● 情報関連事業● 施設管理事業● 太陽光発電等を利用した発電事業
主要株主	愛知県12.91%、豊橋市12.91%、日本政策投資銀行9.68%、 その他株主64.5%
従業員数	22名

(株)サイエンス・クリエイトが地域産業育成支援のための拠点施設として運営する「豊橋サイエンスコア」の外観及び内観は以下のとおりである。

<外観>



<内観、貸しホール及び会議室>



(株)サイエンス・クリエイトが運営する太陽光利用型植物工場のトマト栽培の様子は以下のとおりである。



豊橋市からの(株)サイエンス・クリエイトへの平成26年度の補助金及び業務委託の状況は以下のとおりであり、様々な面から支援がなされている。

業 務 名	豊橋市担当課	区分	平成 26 年度 決算額 (千円)
豊橋市植物工場普及促進事業補助金	産業政策課	補助金	10,506
豊橋市イノベーション創出等支援事業	産業政策課	補助金	42,913
豊橋市農工商連携セミナー企画 運営業務	産業政策課	業務委託	926
豊橋市食農産業クラスター 食農連携商品開発推進事業	産業政策課	補助金	2,932
豊橋市加工食品海外販路開拓事業	産業政策課	補助金	3,100
豊橋市食品認定機関設置等調査事業	産業政策課	業務委託	926
豊橋市農産物新品種栽培等可能性 調査事業	産業政策課	業務委託	926
豊橋市海外販路開拓業務 (農企)	農業企画課	業務委託	8,426
豊橋市ロシアウラジオストク農産物 輸出実証実験コンテナ広告業務	農業企画課	業務委託	369
豊橋市中小企業技術者研修業務	商工業振興課	業務委託	36,108
豊橋市食農産業クラスター 食農連携商品販売促進事業	観光振興課	補助金	2,633
新規ビジネス創造支援事業	産業政策課	補助金	500
豊橋市地域産業支援機能強化補助金	産業政策課	補助金	21,304
豊橋市身障者パソコン講習会委託業務	障害福祉課	業務委託	539
豊橋市給配水管理システムデータ 管理委託業務	上下水管路保全課	業務委託	21,250
豊橋市ホームページ保守管理業務 (外来生物目撃情報登録)	環境保全課	業務委託	50
豊橋市子育て支援ポータルサイト 保守管理業務	子育て支援課	業務委託	580
市県民税税額計算シミュレーション プログラム開発業務	市民税課	業務委託	280

業 務 名	豊橋市担当課	区分	平成 26 年度 決算額 (千円)
豊橋市 HP 更新業務委託(指定管理者 募集・選定結果公表ページ作成)	資産経営課	業務委託	61
豊橋市美術館HP 保守管理業務	美術博物館	業務委託	238
豊橋総合動植物公園ホームページ リニューアル・保守管理業務	動植物公園事務所	業務委託	2,000
豊橋市 衆議院議員選挙に係る ホームページ作成運用業務	選挙管理委員会	業務委託	190
豊橋市 愛知県知事選挙に係る ホームページ作成運用業務	選挙管理委員会	業務委託	190
合計			156,948

(2) 手 続

(株)サイエンス・クリエイトに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施した。また、(株)サイエンス・クリエイトの拠点である「豊橋サイエンスコア」、同社が運営する太陽光利用型植物工場の視察を行い、(株)サイエンス・クリエイトの概要を把握し各種補助金等の交付に関する事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べる
こととする。

① 固定資産の帳簿価額について (結 果)

(株)サイエンス・クリエイトでは平成19年度に794,310千円の減損損失を計上しているが、その後固定資産の減損会計の検討を行っていない。平成26年度では全社では営業利益を計上しているが、それ以前は継続的に営業損失を計上しており、また各事業別に損益を確認すると、平成26年度においても赤字となっている事業もあることから、減損会計を適用した場合、減損損失の計上に至るリスクがある。

また、(株)サイエンス・クリエイトは平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の減価償却方法について、取得価額の5%に達した時点で償却を終了する処理方法を採用しており、減損会計の検討も行っていないことから、たとえば20年ほど前に取得し、現在は使用されず倉庫に保管されているパソコンなども固定資産として計上されている。

こういった遊休状態の資産は将来のキャッシュフローを生むものではないため、減損損失の計上が必要と考えられる。

平成26年度において(株)サイエンス・クリエイトは521,402千円の固定資産を保有しているが、上記を勘案すると、実態としての固定資産の帳簿価額はもっと小さく、必要な固定資産簿価の切り下げがなされていない懸念がある。

固定資産の帳簿価額が過大である場合、毎年計上される減価償却費の金額も過大となり、その結果補助金の計算に誤りが生じることとなる。また、減価償却費や純資産の状況なども正確に把握できないため、実態に即した適切な将来の事業計画の策定も困難となるであろう。

適正な補助金の交付や(株)サイエンス・クリエイトの今後の方向性を市として検討するにあたって、現状の固定資産の実態についての検証が必要である。

② 間接経費に対する補助金について (意見)

市は、(株)サイエンス・クリエイトの行う様々な事業に対して補助金を交付しており、補助対象となる経費の具体的な内容についてはそれぞれの要綱にて定められている。

補助対象となる経費は、基本的にそれぞれの事業に直接要する経費であるが、それ以外にも各事業に共通的に要する間接経費に対しても、直接経費に対する一定の割合で補助金を交付している。

間接経費も事業の遂行に必要な経費であるため、これに対して補助金を交付することは理解できる。

一方、事業の遂行にあたり必要となる間接経費はいったいいくらであったのか、間接経費に対してどの程度の補助金を交付すべきなのかについては、直接経費のように明確に測定することはできないため、なんらかの仮定を置いて計算する必要がある。たとえば「食農連携商品開発推進事業補助金」では、間接経費は直接経費の30%という一定のパーセンテージで補助金を交付している。

この直接経費に対するパーセンテージはどのように決定したのか市の担

当者に質問したところ、30%と決めた経緯は不明との説明を受けた。実質的には予算の範囲内で決めているとのことである。

本来、補助対象とすべき間接経費は、補助対象事業に要した間接経費であるべきであり、これは全体の間接経費を合理的な基準で各事業に按分した額となるはずである。

したがって、まずは間接経費を合理的な基準で各事業に按分した結果、補助対象事業で必要となる間接経費はいくらなのかを算定し、当該間接経費と直接経費の比率に基づいてパーセンテージを決定するのが望ましい。

それにより、事業の遂行に必要な補助金が効果的に交付できることとなると考える。

2. 食農連携商品開発推進事業補助金について

(1) 概要

細事業名		
食農産業クラスター推進活動事業費		
細々事業名		
食農連携商品開発推進事業補助金		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
市内業者による豊橋産農産物等を活用した新商品の開発または既存商品のブラッシュアップを支援し、豊橋産農産物及び加工食品の販路拡大または地域ブランド化を図る。		新商品開発に取り組む事業者に対する開発資金やコーディネート等支援を実施した。
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
農業者及び農業関係団体	農業者、農業関係団体、企業	豊橋産農畜産物を活用した新商品開発等を通して、生産者、食品産業等、様々な異業種連携による価値を創造し、付加価値を高め、農業振興に寄与するとともに、農工商連携による豊橋市の産業全体の活性化を図る。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	2,947,667	2,932,439

i. 要綱

豊橋市食農連携商品開発推進事業補助金交付要綱

ii. 補助金の交付対象

(株)サイエンス・クリエイトが実施する以下の事業。

- 新商品開発等事業
- その他市長が認めるもの

iii. 補助対象経費及び補助限度額

下表左欄の区分に応じ、中欄に定める経費が補助対象経費である。

区分	補助対象経費	補助限度額（円）
コーディネータの配置に要する費用	コーディネータの人件費	1,500,000
新商品開発等事業に要する費用	専門家謝金、専門家旅費、原材料費、消耗品費、備品費、印刷製本費、資材購入費、借損料、製造・加工料、デザイン料、試作費、実験費、外注加工費、コンサルタント料、委託費、調査研究費その他事業の運営に必要な経費	1,950,000
間接経費	補助事業実施のための管理等に必要な経費(直接経費の30%を上限とする)	
合計		3,450,000

(2) 手 続

食農連携商品開発推進事業補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 補助金の効果測定について（意 見）

食農連携商品開発推進事業補助金の効果測定の指標として、新商品開発のためのセミナーの開催回数を採用している。

食農産業クラスター推進活動事業費の中には、当該補助金以外にも、農工商連携セミナー開催業務の推進活動費なども含まれており、これについてはセミナー開催回数は効果測定の指標として適切と考えられる。

しかし、当該補助金の目的は新商品開発等に要する費用の一部を補助し、豊橋産農産物及び加工食品の販路拡大または地域ブランド化を図ることであり、この目的からはセミナーの開催回数よりも、むしろ新商品開発の件数や採択事業数といった指標が補助金の効果測定の指標として適切であると

考えられる。

効果的な事業の選択と効率的な行政資源の配分のためには、補助金の効果を適切に測定することが非常に重要であり、そのためにどのような指標を採用するか検討することが望まれる。

② 実績報告の内容の吟味について（意見）

平成26年度の補助事業の予算と実績は以下のとおりである。

項目		予算額（円）	決算額（円）
直接費	コーディネータの配置に要する費用	1,500,000	1,569,534
	新商品開発事業に要する費用	1,636,000	891,905
間接経費 （上限：直接費の30%）		314,000	471,000
計		3,450,000	2,932,439

新商品開発事業に要する費用が予算と比較して実績が少なかったのは、新商品開発の応募件数が少なかったことなどに起因しており、これについては市としても差の発生原因を分析している。

一方、直接経費の実績が減少すれば通常は間接経費も同様に減少するものと思われるが、間接経費は予算よりも増加している。

この理由を市の担当者に質問したところ、これについて特段の調査や分析は行っておらず不明とのことであった。

補助事業の実績報告を受ける際には、当該実績報告の数値や金額、比率等の整合性や予算との乖離について慎重に分析し、補助金の額が適正であるか検討することが、効果的な補助金の交付のためには必要と考えられる。

3. 植物工場普及促進事業費補助金について

(1) 概要

細事業名		
植物工場普及促進事業補助金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
イノベーティブグリーンハウス(自然エネルギー活用型次世代高収量生産植物工場)普及のための新技術実証研究の実施に係る経費の一部に対し助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作物栽培 ・ 施設見学会や展示会出展などの普及啓発活動 ・ 産学共同による実証研究の実施 	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)
植物工場実証研究の事業主体 (株)サイエンス・クリエイト、 国立大学法人豊橋技術科学大学、 民間企業 5 社)	植物工場に関する新たな技術開発に係る実証研究の実施	植物工場の農業生産現場への導入を促進し、本地域の農業経営の安定化を図る。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算(円)	10,850,382	10,506,000

i. 要綱

豊橋市植物工場普及促進事業費補助金交付要綱

ii. 補助金の交付対象

(株)サイエンス・クリエイトが実施するイノベーティブグリーンハウスプロジェクトに係る以下の事業。

- コーディネータの配置事業
- 植物工場の実証研究事業

上記の事業を(株)サイエンス・クリエイトが実施するにあたっては、5社の民間企業が分担金を拠出してこれに参加し、新技術を開発しそれを各社の事業に利用している。

iii. 補助対象経費及び補助率

以下のとおりとし、予算で定める額の範囲内とする。

区分	補助対象経費	補助率または限度額
土地の賃借に係る費用	土地賃借料相当額	10/10 以内
実証研究事業の運営に係る費用	栽培実証に要する原材料費、肥料費、資材費、光熱水費、その他事業運営に必要な経費	2/10 以内
コーディネータの配置に要する費用	コーディネータの給与、通勤手当及び社会保険料	2,000,000 円
産学共同研究の実施に係る費用	大学その他研究機関への研究委託費	1,000,000 円

(2) 手 続

植物工場普及促進事業費補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 参加事業者数について（意 見）

当該補助金の効果測定の指標としては、（株）サイエンス・クリエイトの運営する太陽光利用型植物工場である、イノベーティブグリーンハウス（以下 IGH という）の施設見学参加者数としている。

当該事業は植物工場の普及促進を図るための実証研究を行い、農工商連携による新事業創出を促進することが目的であるので、実証研究を行う IGH の施設見学者数を効果測定の指標とすることに一定の合理性はある。

ここで、IGH プロジェクトには民間企業も分担金を拠出して参加しており、その研究成果は民間企業の事業展開に活用されるものである。よって、IGH プロジェクトで開発された新しい技術による農工商連携や新事業創出を補助金の目的とするのであれば、単に施設の見学者数を増やすだけでなく、その後それを利用してどの程度事業展開が進んだのかといった見方で

補助金の成果を検証することも有効であると考え。

たとえば、参加事業者からアンケートを取り商談成立件数や金額がどの程度あったかを確認したり、参加事業者数を増やすような施策を実施するなどの取り組みを行い、これらを補助金の成果を検証する指標に採用するなど有効であると考え。

② 繰越金について（結 果）

当該事業は平成23年度より実施されているが、収入から支出を差し引いた残額である繰越金が平成26年度末時点で8,719千円生じている。

繰越金は（株）サイエンス・クリエイトの利益剰余金となるので、配当によって社外に流出することも考えられる。その場合は市がIGHプロジェクトに対して交付した補助金が、目的に沿って利用されない結果となってしまう。

IGHプロジェクトの収入の中には市からの補助金も多く含まれているため、繰越金は市や分担金を拠出した民間企業に返還されるべきものと考えられるが、現時点では返還はされておらず、また将来返還するような特段の取り決め等もないとのことであった。

害虫駆除等の突発的な費用が発生することもあるため、ある程度の繰越金は必要とのことであるが、そうであるならばIGH事業の終了時に繰越金を市や分担金を拠出した民間企業に返還することを明確にしておくことが、有効な補助金の交付のためには望ましい。

③ 要綱での補助金の上限の定めについて（結 果）

実証研究事業の運営に係る費用の補助金は、実績値の2/10であり、補助金額を確定する起案用紙の添付資料においてその上限は2,000千円とされており、平成26年度においては上限の2,000千円が交付されている。

しかし、要綱では実績値の2/10とする旨は定められているものの、上限を2,000千円とする旨の定めはない。

交付の限度額を設定するのであれば、要綱においてこれを明示すべきである。

4. 加工食品海外販路開拓事業費について

(1) 概要

細事業名			
加工食品海外販路開拓事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
豊橋産農産物や加工食品のアジア諸国を中心とする海外への販路開拓・拡大を図るため、海外で開催される展示会等に出展するとともに、海外展開についてのセミナーを開催する。		<ul style="list-style-type: none"> ・香港で開催された見本市 Food Expo への出展や、豊橋産農産物や加工食品の PR 販売を行った。 ・地元企業を対象としたセミナーを開催した。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
農業者及び食品事業者	農産物や加工品等の豊橋産食品	海外への販路の開拓、拡大	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		4,795,877	3,600,516

i. 要綱

豊橋市加工食品海外販路開拓事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）
加工食品海外販路開拓事業補助金に係る交付条件（以下、「交付条件」という。）

ii. 補助金の交付対象

（株）サイエンス・クリエイトが実施する以下の事業。

- 展示会等出展事業
- 輸出促進セミナー開催事業
- その他市長が認めるもの

iii. 補助対象経費及び補助限度額

下表左欄の区分に応じ、中欄に定める経費が補助対象経費である。

区分	補助対象経費	補助限度額（円）
コーディネータの配置に要する費用	コーディネータの人件費	800,000
展示会等出展事業に要する費用	旅費、展示会等出展料、サンプル補助費用、会場費、アルバイト賃金、印刷製本費、通信運搬費、謝金、通訳費、会議費、消耗品費その他事業の運営に必要な経費	2,300,000
間接経費	補助事業実施のための管理等に必要な経費（直接経費の30%を上限とする）	
合計		3,100,000

（２）手 続

加工食品海外販路開拓事業補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金の限度額に関する要綱や交付条件の記載について（結 果）

平成26年度の補助金の交付額は下記のとおりである。

項目		決算額	限度額	交付額
直接費	コーディネータ人件費	743,233	800,000	743,233
	展示会等出展費	1,463,937	2,300,000	2,356,767
	輸出促進セミナー開催費	313,337		
	共通費	100,000		
間接経費 （上限：直接費の30%）	497,000			
コーディネータ人件費除く直接費、間接経費計		2,374,274	2,300,000	2,356,767
合計		3,117,507	3,100,000	3,100,000

上記のコーディネータ人件費除く直接費、間接経費計を見ると、限度額を超えて補助金を交付している。

これについて市の担当者に質問したところ、交付条件にて、30パーセント以下の軽微な事業費の配分の変更であれば、特段書面での承認等が無くても変更が可能である旨が定められており、この定めにしたがって事業費（限度額）の配分を変更し交付したとの説明を受けた。

交付条件第1項では、以下のとおり定められている。

- 1 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、変更の理由、内容等を記載した書類を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、事業の目的を損なわない軽微な変更については、この限りではない。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとする場合
 - (2) 豊橋市加工食品海外販路開拓事業補助金交付要綱第3条に掲げる事業費の配分を30パーセントを超えて変更しようとする場合
- (以下省略)

上記の交付条件の記載では、要綱第3条に掲げる事業費の配分を変更する場合とされているが、事業費の配分について定めているのは要綱第4条であり、交付条件の記載が誤っていた。

適正な補助金の交付のために、要綱や交付条件は正確に記載すべきである。

5. 地域産業支援機能強化補助金について

(1) 概要

細事業名		
地域産業支援機能強化補助金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市の地域の産業支援施設である豊橋サイエンスコアを拠点として(株)サイエンス・クリエイトが実施する地域中小企業の育成や技術支援など、産業の高度化と新規産業創出に寄与すると認められる事業の実施に係る経費の一部を助成することにより、コア施設の総合的な産業支援機能の強化を図り、サイエンス・クリエイト 21 計画を効果的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食農産業クラスター推進協議会事務局としての情報発信、連携支援 ・経営者サロンの開催など創業支援・事業化支援事業 ・テナント運営と入居者への経営指導、相談業務 ・食品の安全性に関する確認検査支援 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内事業者	(株)サイエンス・クリエイトが実施する地域中小企業の育成や技術支援など、産業の高度化と新規産業創出に寄与すると認められる事業	産業支援機能の強化
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	21,561,000	21,304,000

i. 要綱

豊橋市地域産業支援機能強化補助金交付要綱

ii. 補助金の交付対象

(株)サイエンス・クリエイトが実施する以下の事業。

- 産学官連携・異業種連携推進事業（大学等の研究成果を実用化するための共同研究や企業間による共同研究に対する支援事業）
- 創業支援・事業化支援関連事業（創業・事業化に取り組む事業者に対する、交流・情報交換の場の提供、コンテストの実施等の事業）
- 人材能力開発支援事業（研究開発オフィス、インキュベータ、スタートアップオフィス、SOHO及びチャレンジオフィスの貸付事業、入居

- 者・研究会参画企業等への経営指導、相談等の事業)
- その他産業支援・地域振興に係る事業

iii. 補助金の額

補助金の交付対象事業に要する経費から、収入を控除した額で、かつ予算の範囲内。

(2) 手 続

地域産業支援機能強化補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 各事業への経費等の配賦率について（意 見）

当該補助金は、（株）サイエンスクリエイトが実施する地域産業育成事業に対して補助金を交付するものであり、対象事業の経費から収入を控除した額に対して補助金を交付するものであるため、対象事業の収支が適切に算定されていることが非常に重要である。

すなわち、本来他の事業に要する費用が対象事業の費用とされていたり、また様々な事業に共通して係る経費を対象事業に配賦する際の配賦率が合理的なものでなかったりすると、対象事業の経費が過大に算定され不当に多額の補助金が交付されることとなるため、これらについて慎重な検討が必要である。

しかし、共通経費の配賦率についてどのように決定したのか、見直し等は適切になされているのかを市の担当者に質問したところ、配賦率は平成23年ごろに決定して以来見直されておらず、当時どのように配賦率を決定したかは不明であるとの説明を受けた。

（株）サイエンス・クリエイトの各事業ごとの損益がどのように算定されているか、市として今一度確認した上で、それが合理的な計算方法であり、必

要に応じて見直されているかを慎重に検討することが適切な補助金の交付のためには望ましい。

Ⅱ 商工業振興課

1. 中小企業近代化奨励金について

(1) 概 要

細事業名			
中小企業近代化奨励金			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
中小事業者等が他の事業者との連携若しくは事業の共同化または中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置するときに、奨励金の交付を行う。		・設置した施設についての奨励金の助成	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
共同化施設又は集団化施設等を設置する中小企業者、中小企業団体	共同化施設又は集団化施設等を設置する中小企業者、中小企業団体	中小企業構造の高度化を促進することで中小企業振興を図る。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		302,000	2,800,000
交付件数（件）		1	1

要綱は、豊橋市中小企業近代化奨励条例及び豊橋市中小企業近代化奨励条例施行規則により定められており、交付対象経費は以下となる。

i 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設の設置に必要と認められた経費の100分の20。

ii 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設。

ア 建築物の設置に直接必要と認めた経費の100分の20

イ 機械器具の設置に直接必要と認めた経費の100分の20

iii 街路灯及びアーケードの設置に直接必要と認めた経費の100分の20

iv アーチの設置に直接必要と認めた経費の100分の20

(2) 手 続

中小企業近代化奨励金交付に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監

査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 他の補助制度との関係について（意見）

本制度とは別に、商店街環境向上事業に対する補助金があり、こちらについては、豊橋市商工業団体等事業費補助金交付要綱により、補助対象経費を以下のように定めている。

- i 省エネ街路灯の設置に要する経費（既設街路灯のLED照明機器等取替え工事を含む。ただし、既に省エネ化されている街路灯の電球・蛍光灯の消耗品交換に要する経費は除く。）
- ii 老朽化した街路灯、アーチ、アーケード、モニュメントの補修及び撤去に要する経費（ただし、消耗品交換に要する経費は除く。）

上記補助対象経費のうち、iについては、中小企業近代化奨励金の補助対象iiiと「街路灯の設置に関する経費を補助する」点で重複する。運用上、設置に関しては中小企業近代化奨励金、補修・撤去に関しては、商店街環境向上事業補助金と分けているため、両方の補助金を受領するような事案は生じていないとのことであるが、規定上も重複がないようにする必要がある。

2. 制度融資預託金について

(1) 概要

細事業名		
小口事業資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者に対する経営の安定と自主的経済活動の促進に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度融資実績に基づく適正預託の実施 ・上半期融資実績に基づく 10 月追加預託の実施 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で事業を営む中小事業者	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が事業上必要とする資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	737,000,000	869,000,000

細事業名		
経営安定資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者に対する経営の安定と自主的経済活動の促進に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度融資実績に基づく適正預託の実施 ・上半期融資実績に基づく 10 月追加預託の実施 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で事業を営む中小事業者で、経営環境の変化により経営の安定に支障を生じているもの	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が事業上必要とする資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	134,000,000	56,000,000

細事業名		
小規模企業等振興資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者に対する経営の安定と自主的経済活動の促進に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に愛知県と協調して預託を行う。	・過年度融資実績に基づく適正預託の実施	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で事業を営む中小事業者	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が事業上必要とする資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	320,000,000	300,000,000

細事業名		
中心市街地商業活性化資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者に対する経営の安定と自主的経済活動の促進に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	・過年度融資実績に基づく適正預託の実施	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内に進出し出店する中小事業者	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が中心市街地区域内で営む事業に必要な資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	19,000,000	23,000,000

細事業名		
創業支援資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者に対する経営の安定と自主的経済活動の促進に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度融資実績に基づく適正預託の実施 ・上半期融資実績に基づく 10 月追加預託の実施 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で新規に事業を開業する、または開業間もない事業者	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が創業時及び創業直後において必要な事業用資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	48,000,000	71,000,000

細事業名		
中小企業団体共同事業資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内における中小企業団体の健全な発展に要する資金の融通を円滑にするため、融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度融資実績に基づく適正預託の実施 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内の中小企業団体	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	健全な発展と組織強化のために行う共同事業に要する資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	15,000,000	14,000,000

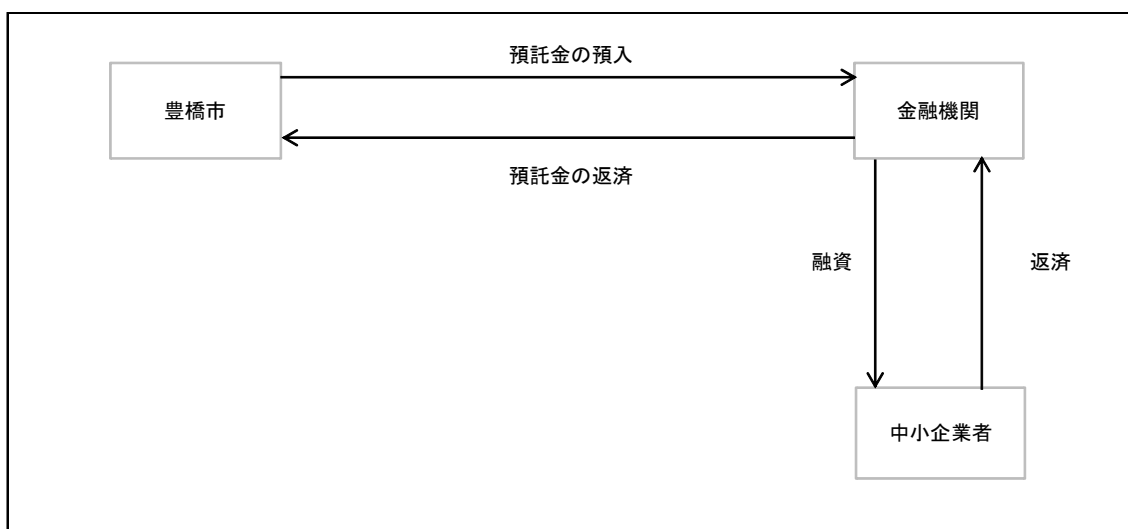
細事業名		
小規模事業資金預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市における小規模零細事業者の経営合理化とその自主的経済活動の促進に要する安定的な資金の融通を円滑にするため、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を活用した融資を行う原資として指定取扱金融機関に預託を行う。	・ 適正預託の実施	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で事業を営む小規模事業者	市内に店舗を有する指定取扱金融機関	中小事業者が事業上必要とする資金の融通を円滑化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	12,000,000	18,000,000

細事業名		
商工組合中央金庫預託金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
商工組合中央金庫に出資している中小企業団体及びその組合員が組織の強化と経営基盤の向上に要する資金の融通を円滑にするための原資であり、もって本市の産業振興に資するもの。	・ 民営化に向けた段階的預託額の縮小	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内で事業を営む中小事業者及び中小企業団体	商工組合中央金庫	地元金融動向の影響を考慮し、公的資金の預託により中小企業金融の円滑化を図る
平成 28 年度方向性		
(完了・廃止) 平成 26 年度をもって事業を廃止したため。		
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	100,000,000	50,000,000

豊橋市制度融資要綱内の各融資制度要綱・事務処理細則により規定される。
 市は、中小事業者に対する間接的な融資の方法として預託金方式を採用している。預託金方式での融資の実行の流れは次のとおりである。まず、期初に市が取扱金融機関に対し金銭を預託する。次に金融機関は、預託金を原資として

中小企業者に対する融資を行う。中小企業者は信用保証協会の保証を受けることで信用保証協会に対して保証料を支払うことになるが、この際、市の信用保証料補助制度を利用すると、信用保証協会に払う保証料の一部について、市から助成を受けることが出来る。なお、一部の制度融資については、市と信用保証協会との間で別途損失補償契約を結んでおり、損失発生の際、市が一定の負担額を負担することとなる（損失補償金については後述）。

図 預託金制度の概要



(監査人作成)

①各種融資制度について

市では、中小事業者の多様な資金ニーズに応えるため、次のような融資制度を設けている。

(豊橋市の融資制度の種類と要件)

通番	名称		住所要件	従業員数要件		融資限度	資金使途	融資期間	利率 (年)	
				建設・製造	小売等					
1	愛知県小規模企業等振興資金	通常資金	愛知県内で事業を営む者	50人以下	30人以下	5,000万円	運転・設備	3年	1.60%	
								5年	1.70%	
								7年	1.80%	
		小口資金		20人以下	5人以下		1,250万円	運転・設備	3年	1.30%
									5年	1.40%
									7年	1.50%
2	豊橋市小口事業資金	通常資金	豊橋市内に住所及び主要な事業所を有する者	30人以下	10人以下	3,000万円	運転・設備	3年	1.50%	
								5年	1.60%	
								7年	1.70%	
		災害復旧支援資金		50人以下	30人以下		1,000万円	運転・設備	3年	1.40%
									5年	1.50%
									7年	1.60%
3	豊橋市経営安定資金	豊橋市内に住所及び主要な事業所を有する者	20人以下	5人以下	1,250万円	-	-	3年	1.40%	
								5年	1.50%	
								7年	1.60%	
4	豊橋市中心市街地商業活性化資金	豊橋市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域内に事業所を有する者	-	小売50人 卸売・サービス100人以下	5,000万円	-	-	運転・設備	3年	1.40%
									5年	1.50%
								設備	7年	1.60%
									10年	1.70%
5	豊橋市創業支援資金	豊橋市内に住所を有し市内で開業予定の者	50人以下	30人以下	1,500万円	-	-	運転・設備	3年	1.10%
									5年	1.20%
								設備	7年	1.30%
									10年	1.40%
6	豊橋市小規模事業資金	豊橋市内に住所及び主な事業所を有する者	20人以下	5人以下	1,250万円	-	-	運転・設備	3年	1.30%
									5年	1.40%
									7年	1.50%
7	豊橋市中小企業団体共同事業資金	豊橋地区中小企業団体連絡協議会の推薦を受けた企業団体	-	-	3,500万円	-	-	運転・設備	2年	1.40%
									5年	1.50%

制度融資の主な特徴としては下記があげられる。

- i 固定金利
- ii 担保を原則として要しない。
- iii 原則として法人代表者以外の連帯保証人を要しない。

②預託金を利用した融資制度の現状

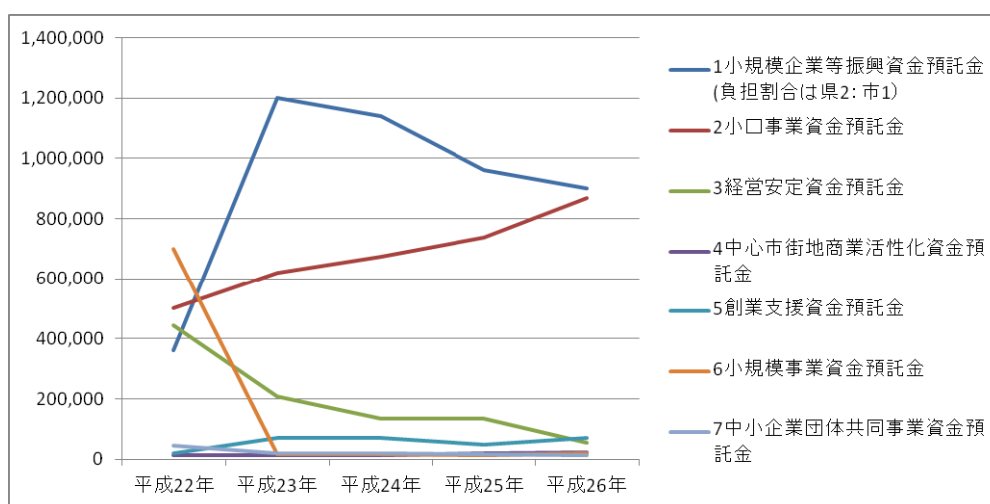
i 各制度の預託金額推移及び融資実行額

各制度の預託金額推移及び融資実行額の推移は以下の通りである。

預託金推移（千円）

	1小規模企業等 振興資金預託金 (負担割合は県 2：市1)	2小口事業資 金預託金	3経営安定資 金預託金	4中心市街地 商業活性化 資金預託金	5創業支援資 金預託金	6小規模事業 資金預託金	7中小企業団 体共同事業 資金預託金	合計
平成22年	360,000	500,000	444,000	13,000	20,000	700,000	45,000	2,082,000
平成23年	1,200,000	620,000	207,000	13,000	70,000	15,000	18,000	2,143,000
平成24年	1,140,000	673,000	134,000	13,000	70,000	15,000	20,000	2,065,000
平成25年	960,000	737,000	134,000	19,000	48,000	12,000	15,000	1,925,000
平成26年	900,000	869,000	56,000	23,000	71,000	18,000	14,000	1,951,000

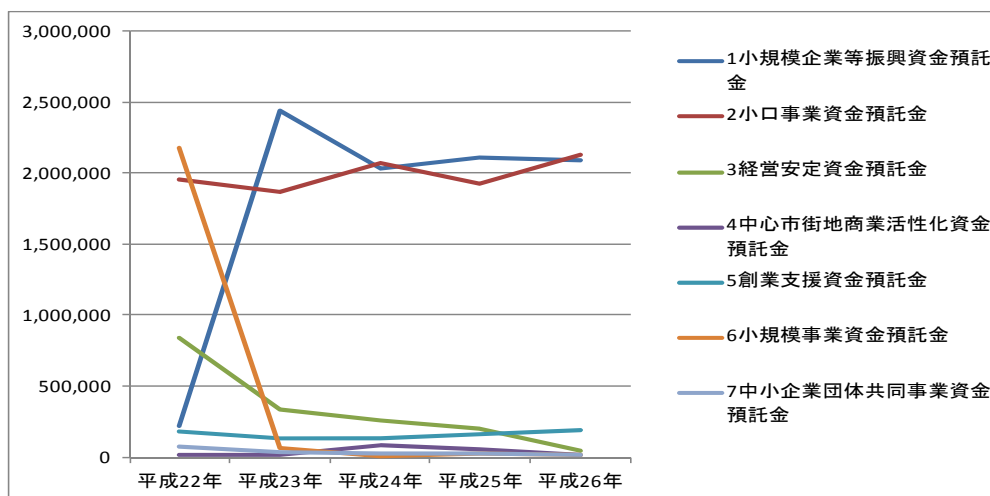
預託金推移（千円）



融資実行額推移（千円）

	1小規模企業 等振興資金 預託金	2小口事業資 金預託金	3経営安定資 金預託金	4中心市街地 商業活性化 資金預託金	5創業支援資 金預託金	6小規模事業 資金預託金	7中小企業団 体共同事業 資金預託金	合計
平成22年	222,580	1,956,360	840,600	17,000	181,940	2,179,790	73,600	5,471,870
平成23年	2,443,070	1,864,370	331,800	19,000	135,900	65,300	30,900	4,890,340
平成24年	2,030,310	2,071,040	260,900	80,100	136,030	8,750	28,600	4,615,730
平成25年	2,110,490	1,923,670	203,450	49,400	159,580	28,410	23,570	4,498,570
平成26年	2,088,770	2,130,700	48,200	10,900	187,400	18,000	18,200	4,502,170

融資実行額推移（千円）



融資実績額については、全体として減少傾向にある。6. 小規模事業資金預託金については平成23年に融資実績額を大きく減少させているが、これは1. 小規模企業等振興資金預託金の制度改正があり、貸付条件や金利等において市の制度6. と差異がなくなったことにより、市の預託金縮減の観点から、6. 制度利用者のほとんどを1. にシフトしたことによるものである。ただし、1. と6. の合算での融資額の推移をみても、この5年間で▲276百万円と減少傾向にある。

その他では、3. 経営安定資金預託金の実績額について減少が大きい（5年間で▲800百万円）。これは、平成20年のリーマンショックによる経済状況に対応するため、平成22年にかけて中小企業信用保険法による5号（不況業種）指定業種が拡大し、利用者が急激に増加したものの、平成23年度の東日本大震災の発生とそれに続く経済活動の停滞に起因する景気の低迷に対しての新たな保証（東日本大震災復興緊急保証や、より有利な県制度（あいちガンバロー資金））が創設されたことから、利用者が減少したものである。また平成24年以降は、緩やかに景気回復傾向にあり、指定業種が縮小し、また、県の制度（セーフティネット資金）の融資期間10年が復活したこともあり、件数が減少している。

③預託金に対する融資実績の割合

市は、制度融資の預託を金融機関に対して実施するに際し、預託金額の3倍を目処としている（小規模企業等振興資金は2.4倍）。以下の表は、融資実行金額を預託金額で除し、預託金額の何倍の融資が実行されているかを集計したものである。

	1小規模企業等振興資金預託金	2小口事業資金預託金	3経営安定資金預託金	4中心市街地商業活性化資金預託金	5創業支援資金預託金	6小規模事業資金預託金	7中小企業団体共同事業資金預託金	合計
平成22年	0.62	3.91	1.89	1.31	9.1	3.11	1.64	2.63
平成23年	2.04	3.01	1.6	1.46	1.94	4.35	1.72	2.28
平成24年	1.78	3.08	1.95	6.16	1.94	0.58	1.43	2.24
平成25年	2.2	2.61	1.52	2.6	3.32	2.37	1.57	2.34
平成26年	2.32	2.45	0.86	0.47	2.64	1	1.3	2.31

全体として預託に対する融資の実行は2.3倍程度で推移しており、目処である3倍には到達していない。

特に、小規模事業資金、経営安定資金、中心市街地商業活性化資金、中小企業団体共同事業資金の預託金については、3倍から大きく下方乖離している。

(2) 手 続

制度融資実行に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規制を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 預託金の必要性について（意見）

i 制度の成り立ち

金融機関と保証協会にリスクを負担させる一方で、市としてリスクを負担しないことについての制度見直しの要請があったことにより、預託金としての拠出を行うようになった。

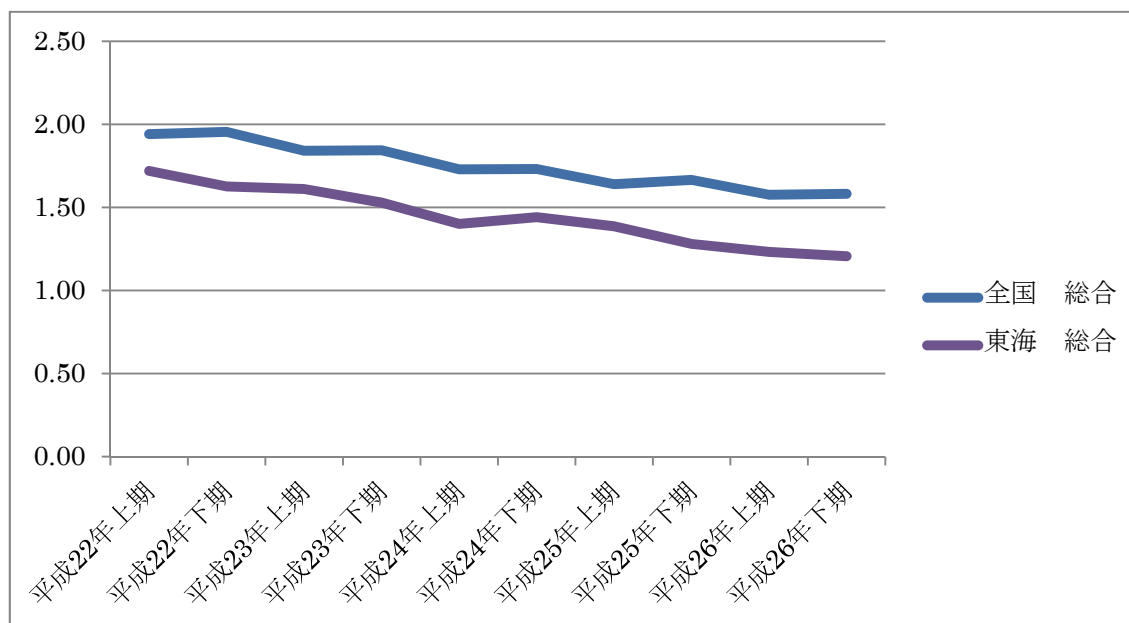
市は金融機関へ決済用預金として資金を預託し、その資金のおおむね3倍の融資の実行を目処としている（小規模企業等振興基金は2.4倍）。

その後、リスク負担方法の見直しの中で、損失が発生した場合の負担割合については、別途、信用保証協会との損失補償契約に基づき損失が出た際の負担額を決定し負担することとなった。

ii 金融機関の置かれている環境

昨今の地域金融機関の状況としては、家計や企業からの預金は依然増加傾向にあるものの、貸出金は思うように伸びず、有効な運用先がないため、低利で

ある日本銀行への預け金や、外債、投資信託を中心とした有価証券運用を行っている状況にある。



全国金利については、日銀公表預金・貸出関連統計（DL）より、地方銀行・地方銀行Ⅱ・信用金庫を平均し集計したもの（単位：％）。金利は新規約定利率（平均）。東海金利については、日銀名古屋支店公表 東海3県の金融指標の新規地元銀行の貸出金平均金利を集計したもの。

上の図の通り直近5年間での新規約定利率は低下傾向にある。市の制度は固定金利であり、金利低下の状況の中、このことは、利用者にとって、市の制度融資にメリットを感じさせにくくする要因のひとつであると考えられる。特に東海地域は、金融機関の金利競争が激しく、全国平均よりも金利が低い傾向にあるため、より影響が大きいと推察される。

また、平成26年事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）では、地域金融機関に対し、顧客に対する事業性評価に基づく適切な融資や助言を行うことが求められており、地域金融機関としても、地域の中小企業に対する円滑な資金供給に努めることとされ、地域金融機関自らリスクを負って資金を供給することが求められている。

iii 直近の利用実績

直近5年間の融資実行額を見ると、景気回復に伴い経営安定資金融資額が減少する等の影響により、全体として減少傾向にある。それに伴い、預託金額も減少傾向にある。

iv 結論

金融機関からプロパーで融資を受けることが困難であるような中小事業者に対する保証付の制度融資のニーズは依然ある。また市として、制度融資に付随する信用保証料補助金や、信用保証協会に対する損失補償契約負担金についても必要性は理解できるところである。一方で、預託金制度を設定した当初とは市、利用者、金融機関等それぞれの置かれている環境や状況が変化しており、現在においては市として金融機関に対し、預託金を拠出することが、制度融資を行う上で必要不可欠かという点については疑義がある。

金融機関が預託金を受けるメリットとしては、ゼロコストでの預金を調達できることであるが、超低金利の状況の下、預金は集まるが有効な運用先がない金融機関の現状を勘案すれば、そのメリットは薄いと考えられ、金融機関の預託金のニーズも低まっていると考えられる。

平成26年度において、預託金として拠出した金額は約14億円である。この預託金は年度末には返還されるものの、年度中においては金融機関に無利子で預入されているのみであり、他に有効に活用できる機会を損失してしまっている。このことから、今後、金融機関への預託を行わない制度融資のスキームも検討することが必要と考えられる。

② 制度融資の申し込み審査について（意見）

i 制度融資の審査

制度融資は次のように受付、審査の上、実行される。

申込者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ、原則として金融機関を経由して市長に提出することになる。取扱金融機関は申込内容について調査を行い、適切と認められるものについて市長に送付する。市長は申込内容について調査を行い、適切と認められるものについて信用保証協会に送付する。信用保証協会は、審査の上、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知し、融資及び保証が実行される。

ii 市の審査について

愛知県小規模企業等振興資金（小口）の申し込みにおいて、資金使途が設備投資、内容が営業車（高級車）の購入というものがあつた。申込事業者は、美容系店舗経営の個人であり、送迎車として利用するとのことであつた。また、申込者は、高級車にした理由について、従前使用していた営業車も高級車であり、その買い替える点で、ランクを落とす旨を理由にしている。

市としては、本人と直接電話で意図、意思の確認を取っているものの、営業目的で使用する旨強調されれば申し込みを拒否することは難しいと判断しているとのことであった。また、必要に応じ、取扱金融機関からの所見を要求する等して、申込者が営業用設備として購入することを確認しているとのことであった。

この件について、当設備投資に係る制度融資申し込みは、制度融資の目的に照らして合理的であるとはいえないと判断する。

本件では、申込者の事業形態から、このような高級車を利用した送迎サービスを行うということは一般的には考えにくい。また、申込者の事業規模からも、高級車を営業車として使用する必然性は感じられない。また、申込者HP等を確認したが、そのようなことを行っていることは確認できなかった。さらに、申込者が従前から使用していた営業車（高級車）については、申込者家族に譲っており、廃棄等処分は行われていないことから、そのまま家事用として使用されている疑念もある。

なお、本件については、豊橋市として損失補償契約を結んだ融資制度ではないものの、申込者は、後述の信用保証料補助金を受けている。

iii 今後の対応

市の制度融資を受けるうえで、申込者は金融機関、市、信用保証協会の3つの機関による審査を受ける。その中において、市の審査では、申込内容が市の制度目的と照らして、適切なものであることを調査することが必要とされる。

今回の件でいえば、確かに個人事業主の営業車両購入について、それが事業に使用されるのか、家事用とされるのか、その判断は難しい。この点、少なくとも、事業上どのように利用されているのか（利用頻度や距離、ルートや実績等）を把握し、場合によっては直接現地に確認したうえで、申し込みを受けるかどうか判断すべきであったと考える。またその際ヒアリングシート等を残し、チェック者が後から検証できるようにすることが望ましいと思われる。

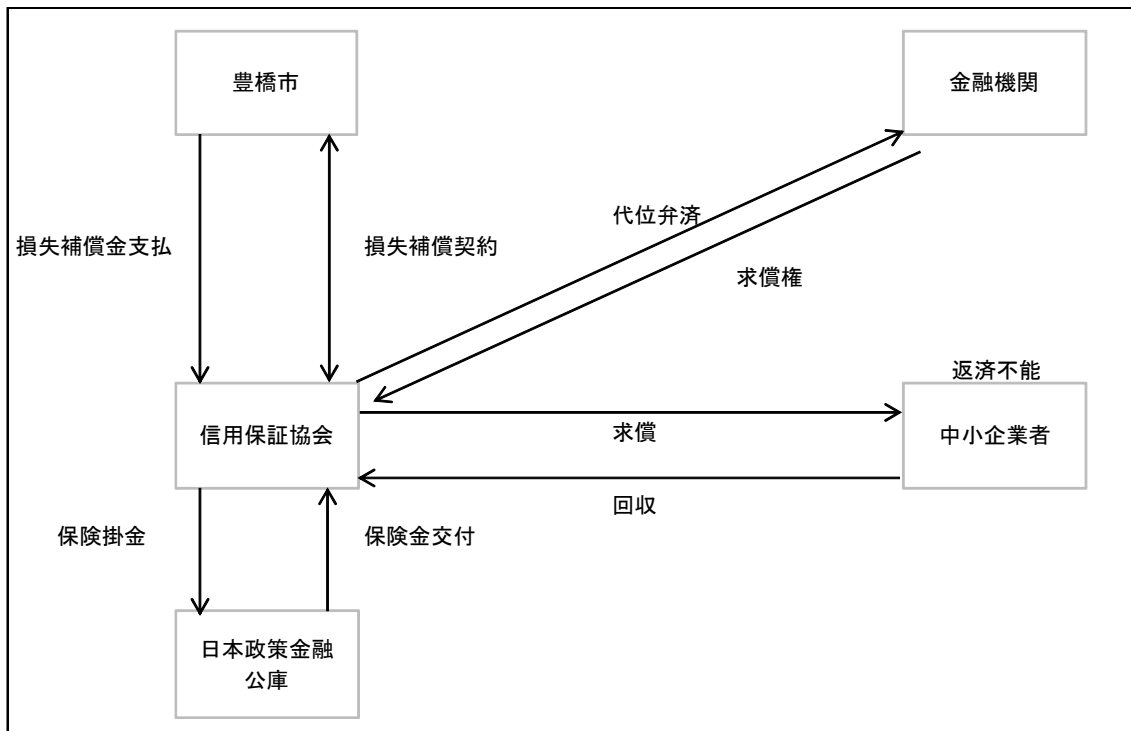
なお、金融機関は、融資額については保証を受けておりリスクは限定的であるし、融資の目的も市とは異なるため、金融機関からの所見を入手していることを根拠として、市としての交付判断を行うことは望ましくない。

3. 愛知県信用保証協会損失補償金について

(1) 概要

細事業名		
愛知県信用保証協会損失補償金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市における中小事業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する安定的な資金の調達を維持することにより経営の安定を図り、もって市の産業の振興に資するもの	・ 損失補償金の支出	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市で事業を営む中 小事業者	愛知県信用保証協会	中小事業者が事業上必要とする資金の融通を円滑化する
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	3,011,902	3,341,897

中小企業者が債務返済不能に陥った場合、信用保証協会は金融機関に代位弁済を行う。これにより、信用保証協会には中小企業者に対する求償権が移るが、その求償権が消滅する時点において生ずる、保険金の受取及び金融機関の一部負担によっても保証されない部分を損失とする。市は、信用保証協会との損失補償契約を結んでいる融資制度において上記損失が発生した場合には、契約に定めた負担割合に応じた損失補償金額を信用保証協会に支払うことになる。



なお、信用保証協会・金融機関の負担割合と損失補償契約の関係は下記の通りである。

	名称	責任共有制度及び負担割合	市と保証協会との損失補償契約
1	愛知県小規模企業等振興資金	通常資金	○ (保証協会80%・金融機関20%)
		小口資金	○ (保証協会100%)
2	豊橋市小口事業資金	通常資金	○ (保証協会80%・金融機関20%)
		災害復旧支援資金	○ (保証協会80%・金融機関20%)
3	豊橋市経営安定資金	○ (保証協会100%)	○
4	豊橋市中心市街地商業活	○ (保証協会80%・金融機関20%)	-
5	豊橋市創業支援基金	○ (保証協会100%)	○
6	豊橋市小規模事業資金	○ (保証協会100%)	○
7	豊橋市中小企業団体共同事業資金	-	-

損失補償の範囲は、損失保証契約書により、以下の通り定められている。

協会が代位弁済した額から1号及び2号の額を控除した額の2分の1（経営安定資金は3分の2）に相当する額とする。

- 1 協会が中小企業信用保険法に基づく保険金として受領した額
- 2 協会が市に補償額を請求した日までに協会が債務者等から回収した額から保険法に定める保険納付金を控除した額

(2) 手 続

損失補償金支払に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規制を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 年度末における各債務者ごとの保証残高の把握（意 見）

現状、市は、市の制度を利用した融資残高（信用保証協会の保証残高）について、各年度における合計額を把握しているのみであり、その内訳については、市の把握している当初融資時データと紐付けることが出来ていない。そのため、年度末時点において、どの融資先についてどれだけの保証残高が残っているのかといった把握はできていない。

この点、保証残高は、代位弁済がなされて市が損失を被るリスクを負っているのであるから、保証残高の内訳についても把握し、年度末時点において、どのような先についてリスクを負っているのかを認識する必要がある。

② 損失補償料の評価（意 見）

現状、市としては、融資額について、どれだけ代位弁済が発生する結果となったかという観点での評価は行われていない。また、当年度に発生したロス（損失補償料）について保証協会からの通知を受けた際に認識し、通知額を支払うのみである。

この点、制度融資が、市の経営発展に寄与しているかどうかの効果を測定する観点からも、i 代位弁済の発生率及び、ii ロスの発生割合について、どの程度であり、それが市が許容しうるものかどうか、評価をする必要がある。

i 直近5年間の信用保証協会の代位弁済率の推移

融資残高に対する代位弁済率の割合は以下の通りである。豊橋市の代位弁済割合はおおむね0.8～0.9%程度で推移している。県保証協会や全国と比較して

も低く、損失補償契約を結ぶ融資制度には、経営安定資金や、創業資金といった貸倒リスクの高い融資が含まれていることを考慮しても、代位弁済率は低い水準にみえる。

これは、健全な貸出がなされていると評価できる反面、制度融資の趣旨からすれば、もっとリスクをとってでも積極的に融資してもらうべきであったとも見れる。以上のように、市としては、代位弁済率を把握することで、制度融資に対する潜在的リスクの程度を把握することが出来るため、年度における代位弁済率を評価する必要があると思われる。

年度	年度末時点の信用保証協会の保証債務残高		代位弁済実績額		代位弁済率		
	件数	金額 (B) 千円	件数	金額 (C) 千円	債務残高に対する代弁 (C)/(B)		
					豊橋市	県保証 協会	全国
平成22年	4,096	12,462,191	28	110,445	0.89%	1.88%	2.67%
平成23年	3,337	10,193,723	24	95,420	0.94%	1.92%	2.50%
平成24年	2,720	8,522,199	20	70,875	0.83%	2.05%	2.42%
平成25年	2,215	7,369,786	17	70,562	0.96%	1.97%	2.19%
平成26年	1,796	6,540,361	16	52,678	0.81%	1.43%	1.90%

ii 損失補償料の発生割合について

期初の融資残高に対し、年度中に発生した損失補償料の割合は以下のとおりである。全体として損失補償料の負担割合に、大きな変化はみられない。

融資残高と損失補償額の割合

年度	年度末時点の信用保証協会の保証債務残高		損失補償額			融資残高に係る損失率
	件数	金額 (B) 千円	年度	件数	金額 (千円)	損失率
平成24年	2,720	8,522,199	平成24年度	6	2,591	0.03%
平成25年	2,215	7,369,786	平成25年度	5	3,012	0.04%
平成26年	1,796	6,540,361	平成26年度	13	3,342	0.05%

なお、代位弁済率や損失補償料率を把握することについては、たとえば以下のように活用する方法が考えられる。

制度融資については、金融機関が負担する損失額は0～20%と低いため、適切な審査が行われないリスクがある。そこで、金融機関ごとの代位弁済額（又はロス額）と対象債権額とにより代位弁済率（又は損失補償料率）を算定し、比較を行う。そのうえで、代位弁済率（又は損失補償料率）の高い金融機関について、適切な審査及び管理が行われているかどうかについて、当該金融機関と

コミュニケーションを取ることで、審査及び管理の有効性をより高めることが出来る。

4. 信用保証料補助について

(1) 概要

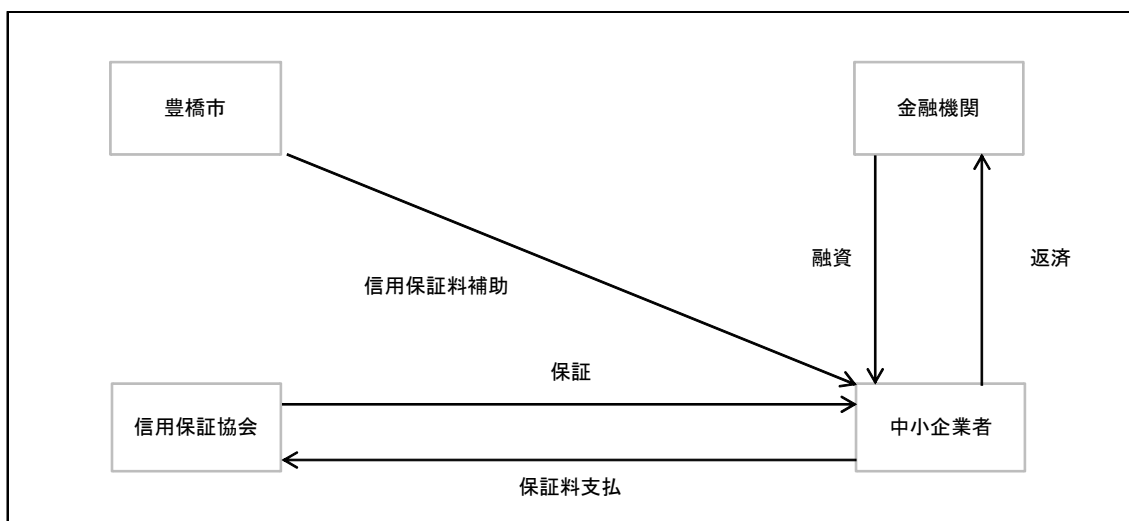
細事業名		
制度融資信用保証料補助金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
市内で事業を営む中小事業者が市の制度融資または愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）を利用し、愛知県信用保証協会の信用保証により金融機関から融資を受けた場合に、事業者負担の軽減を図るために補助を行う。	・補助金の交付	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市で事業を営む中小事業者	市の制度融資または、小規模企業等振興資金（小口資金）の融資を受けた市内の中小事業者	市の中小事業者の借入時の負担を軽減することで経営安定を図る。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	77,490,200	89,678,000
信用保証料補助金補助件数（件）	838	825

なお、信用保証料補助を受けられる制度融資は以下の通りである。

通番	名称	信用保証料補助
1	愛知県小規模企業等振興資金	通常資金 - 小口資金 ○
	豊橋市小口事業資金	通常資金 ○ 災害復旧支援資金 ○
3	豊橋市経営安定資金	○
4	豊橋市中心市街地商業活性化資金	○
5	豊橋市創業支援基金	○
6	豊橋市小規模事業資金	○
7	豊橋市中小企業団体共同事業資金	-

制度融資を利用した中小事業者に対して、信用保証協会への信用保証料の支払いを補助することにより、借入者の負担を軽減させること及び、それを通して経営の安定に資することを目的としている。

規定は、豊橋市信用保証料補助金交付要綱に定められる。



(2) 手 続

信用保証料補助金交付に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規制を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 早期返済に係る保証料補助金返戻分の回収について（結 果）

i 現状

要綱第9条第2項の2によると、「市長は、既に交付した補助金について、返済期日以前の完済（代位弁済等に伴う完済を除く。）により協会から保証料の返戻が生じた場合は、当該返戻金に相当する額の補助金の返還を補助金の交付を受けた者に対して命ずるものとする。」とあり、債務者が借入期間よりも早期に完済したことにより、信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合には、返戻された保証料のうち、市が補助金として負担した部分につき、市へ返還させる取扱いとなっている。

この点、市は、利用者が新たに制度融資での借入を行い、その一部を従来からの制度融資借入金を返済に充てる場合（いわゆる借換の場合）には、新規借入を制度融資として実行するにあたり、市への信用保証料負担額の返還を求めている。また、過去に制度融資を早期完済をして、信用保証料の返戻を受けている先が、新たに制度融資を申し込む場合にも、市は、融資申し込みの時点で、過去の信用保証料返戻額の返還を求める取扱いを行っている。

ただし、たとえば利用者が早期に返済が済んだ場合等、上記パターン以外での信用保証料補助金の返戻額については、市への返還を要求していないのが現状である。

ii 結論

市としては、債務者の資金負担を軽減し、もって経営の安定に資することを目的としているところであり、事業者が早期に借入金を返済し、信用保証料補助金の返戻を受けた場合には、支出した補助金部分については市に返還させるべきである。上述の通り、要綱上も返戻させる取扱いを要求しているところであり、要綱に沿った運用を行うべきである。

5. 中小企業振興助成金について

(1) 概要

細事業名		
中小企業振興助成金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
事業活動の近代化、合理化のため、新たに機械装置を導入した中小事業者の支援を行う。	機械、装置を導入した事業者に取得した経費の一部を助成した。	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
特定の事業を主として 2 年以上市内で継続して営んでいる中小事業者	直接事業の用に供するもので、償却資産の申告をした機械及び装置	中小事業者の近代化及び合理化を促進する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	122, 775, 740	160, 585, 780

i. 要綱

豊橋市中小企業振興条例（以下「条例」という）

豊橋市中小企業振興条例施行規則（以下「規則」という）

ii. 助成対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小事業者のうち、規則別表に掲げる業種に属する事業を、主として2年以上継続して豊橋市に有する工場または事業所において営んでいる者。

iii. 助成対象設備

助成対象者が当該事業の近代化及び合理化を図る目的のために設置する固定資産税（償却資産に係るもの）の課税対象となるもののうち、直接に事業の用に供する機械及び装置で、1設備の投下固定資産額（豊橋市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額）が次の要件を満たすもの。ただし、他より借り受け、または他に貸し付けているものは除く。

区分	1 設備の投下固定資産額
鉱業、建設業、製造業、運輸業等	100 万円以上のもの
卸売業、サービス業、小売業	30 万円以上のもの

償却資産の種類

資産の種類		内容説明
機械及び装置	製造機械設備	自動車部品製造設備、金属製品製造設備、電気機器製造設備、食肉加工設備、食品製造設備、その他製造機械設備等
	工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
	搬送設備	クレーン、コンベヤー等
	自走式作業用機械	大型特殊自動車（クレーン車、ブルドーザー、パワーショベル等）

iv. 助成金額

新たに設置した助成対象設備に係る課税標準額の4.2%以内で、1助成対象者につき300万円を限度とした額。

(2) 手 続

中小企業振興助成金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 助成金の目的について（結 果）

当該助成金は、「市内の中小企業の近代化及び合理化を促進させるため、中小企業者が設置する近代化設備及び合理化設備に対し助成措置を講じ、もって本市中小企業の健全な発展に寄与すること」が目的である（条例第1条）。

しかし、助成対象設備の中には設備の移設や単なる更新、さらには屋根の

改修工事といったものも含まれており、近代化や合理化を促進させる設備かという観点からの検討が十分になされていない。

効果的な助成金の交付のためには、その目的と、それに沿った助成がなされているかについて今一度検討すべきである。

② 助成金の交付後のモニタリングについて（結果）

当該助成金の助成金額は固定資産税の課税標準額の4.2%であり、これは固定資産税の税率1.4%の3倍であり実質的に3年分の固定資産税を減免するのと同じ効果である。

市は、補助金の審査時に助成対象者が固定資産税を適切に申告・納付しているか確認した上で交付を決定しているが、その後も継続的に固定資産を使用し固定資産税を納付しているかの調査は行っていない。

固定資産を取得後すぐに売却するといった不適切な受給がないことを確認するために、少なくとも3年間は固定資産税の納付状況を確認することが望まれる。

③ 賃貸用設備に対する助成金の交付について（結果）

規則第2条によると、「助成措置の対象となる設備は、他より借り受け、または他に貸し付けているものを除く」とされている。

しかし、助成対象者の中には物品賃貸業を営む者も含まれており、平成26年度において賃貸用の設備について3,000千円の助成金を交付していた。

これについて市の担当者に質問したところ、物品賃貸業は規則の別表に定められた助成対象者であり、助成対象者の取得する固定資産に対して助成金を交付したものであるとの説明を受けた。

どういった事業を営む者が助成対象者となるかは規則の別表にて詳細に定められており、確かにその中には物品賃貸業も含まれている。

しかし、規則第2条にて借り受けている設備や貸し付けている設備は対象とはならないと明確に定められており、物品賃貸業が助成対象者であることをもって賃貸用の設備に対して助成金を交付することの根拠にはならない。

物品賃貸業を助成対象者に含めるべきなのか、含めるとすればどういった設備を助成対象とすべきなのかを条例や規則の趣旨を勘案した上で検討すべきである。

6. ものづくり・夢づくり支援事業費について

(1) 概要

細事業名		
ものづくり・夢づくり支援事業費		
細々事業名		
知的財産権取得事業費補助金 産学共同研究等支援事業費補助金 販路開拓支援事業費補助金 創業者支援事業費補助金 起業支援事業費補助金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
特許等知的財産権取得、大学等との共同研究、販路開拓のための展示商談会への出展、創業時の事務所経費等に対する助成を実施することにより、新事業の創造や経営基盤の強化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特許権、実用新案権の出願に係る費用の一部を助成した。 ・大学等との共同研究、委託研究を行った費用の一部を助成した。 ・見本市、展示商談会等の出展費用の一部を助成した。 ・事業活動のため新たに事務所等を賃借した施設の家賃の一部を助成した。 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
中小事業者、中小企業団体、協同組合等	技術的課題や経営的課題を抱えている中小事業者	意欲ある事業者をサポートし、新たな市場を創造し地域経済を活性化させる。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	12,599,000	10,767,000

(2) 手続

ものづくり・夢づくり支援事業費に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 補助金の効果測定について（意見）

ものづくり・夢づくり支援事業費の中には、以下の5つの補助金が設定されそれぞれ要綱が定められた上で補助金を交付している。

細々事業名	平成 26 年度 決算額（円）	平成 26 年度 交付件数	事業の目的
知的財産権取得事業費補助金	918,000	7 件	市内の中小事業者等が、特許権又は実用新案権を取得するのに要する経費に対し補助することにより、知的財産の創出を支援すること。
産学共同研究等支援事業費補助金	1,713,000	4 件	市内の中小事業者等が、新技術や新製品の開発のために行う大学等との共同研究又は委託研究に要する経費に対し補助を行うことにより、新規事業の創出を支援すること。
販路開拓支援事業費補助金	6,927,000	43 件	市内の中小事業者等が市場開拓や販路拡張を図るための経費に対し補助することにより、自立的発展を促すとともに、中小企業の経営基盤の強化に資すること。
創業者支援事業費補助金	1,209,000	7 件	市内の中小事業者の創業時に要する事務所等の賃借料に対し補助することにより、新規事業及び雇用の創出を支援すること。
起業支援事業費補助金	0	0 件	新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を促すこと。

これらの各事業の効果測定は、それぞれの補助金の交付件数の合計の伸び率を指標として測定しているのみであり、各事業ごとの補助金の効果については特段の検討はなされていない。

しかし、この方法では全体の中で占める割合が大きい販路開拓支援事業費補助金の交付件数によって、全体の効果測定結果が大きく左右されてしまう。

各事業の目的や補助の内容はそれぞれ異なるため、各事業ごとに効果測定を行うことが望ましい。

7. 知的財産権取得事業費補助金について

(1) 概要

細事業名		
ものづくり・夢づくり支援事業費		
細々事業名		
知的財産権取得事業費補助金		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
特許権・実用新案権の出願に係る費用の一部を補助する。		特許権、実用新案権の出願に係る費用の一部を助成した。
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市内の中小事業者、協同組合等	技術的課題や経営的課題を抱えている中小事業者等	知的財産の創出を支援し、中小企業の競争力及び経営基盤を強化する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	1,986,000	918,000

i. 要綱

豊橋市知的財産権取得事業費補助金交付要綱

ii. 補助対象者

市内に本社がある全従業者数100人以下の中小事業者。

ただし、全従業者数51～100人の場合は以下のいずれかの条件が必要。

- 直近3ヵ年のいずれかの決算期において当期損失がある
- 直近の決算期において累積損失がある

iii. 補助金の交付対象経費

- 特許出願等に係る手数料
- 手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用

iv. 補助率

補助対象経費の1/2（上限150千円）

（2）手 続

知的財産権取得事業費補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金の交付条件について（結 果）

全従業員数51～100人の事業者が当該補助金の交付を受けるためには、直近3ヵ年のいずれかの決算期において当期損失があるか、直近の決算期において累積損失があることが必要である。しかし、こういった条件は、ものづくり・夢づくり支援事業費の中の他の補助金については付されていない。

なぜ当該補助金についてのみ、こういった損失計上の条件が付されているのか担当者に質問したところ、より経営基盤の弱い企業に対して重点的に支援を行い、豊橋市の産業全体の底上げを図る意図から付したものであるとの説明を受けた。

しかし、こういった理由であれば他の補助金についても同様のことが言えるため、当該補助金についてのみ損失計上の条件を付す理由とはならない。

そもそも、当該補助金の交付により達成すべき目的は、地域経済を活性化させるような意欲的な事業者が豊橋市に根付くことを促進し、補助金を受けた企業が実際に特許を取得し、それを事業に活用し、事業が成長して雇用や税収を生むことと考えられるのであるから、赤字企業のみ限定して補助金を交付することに合理性はなく、それ以外の企業も対象とすることが効果的な補助金の交付につながると考えられる。

Ⅲ 農業企画課

1. 農業振興プログラムの基礎調査アンケートについて

(1) 概要

細事業名			
農業経営基盤強化推進対策事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
認定農業者を始めとする担い手を育成し、農地の利用集積を促進することにより、農業経営の基盤強化を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の経営基盤の強化 ・ 認定農業者の育成 ・ 農業振興プログラム基礎調査 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
農業経営に対して意欲と能力のある農業者	農業経営に対して意欲と能力のある農業者	認定農業者を始めとする担い手を育成し、農地の利用集積を促進することにより農業経営の基盤強化を図る。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		664, 152	2, 673, 636
認定農業者の総数（人）		657	641

農業経営基盤強化促進対策事業費の平成 26 年度決算額の大半は農業振興プログラム基礎調査に係る外部委託費用である（平成 26 年度決算額：2, 673 千円に対して、1, 598 千円）。当該調査は、「豊橋市産業戦略プラン」に位置づける新たな農業振興プログラム立案のため、農業経営者及び市民ならびに事業者を対象としたアンケートによる基礎データやニーズ、動向等の調査を行ったものである。アンケート調査の標本数の決定、調査票の設計から送付までは市が行っているが、回収したアンケート調査票のデータ入力、入力したデータの集計、分析、評価及び報告書の作成業務を外部業者に委託しているために発生した支出である。

(2) 手続

農業振興プログラム基礎調査に係る外部委託に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① アンケート調査標本数の決定方法について（結果）

農業振興プログラム基礎調査のアンケート調査は、母集団をすべて調査対象とする全数調査ではなく、母集団から標本を抽出して調査し、それから母集団の性質を統計学的に推定する方法によって行われている。抽出する標本数は以下のとおり、農業経営者、市民、事業者それぞれについて過去の同様の調査等から得られた回答率を設定し、あらかじめ定めた許容誤差の範囲内となるように決定されている。なお、標本誤差は回答結果が最も分散していた（結果の比率が50%の）場合に最も大きくなるが、市では許容誤差の設定にあたっては、結果の比率50%を使用しており、最も安全な設計をしている。つまり、標本数が最も多くなる設計となっている。

表. アンケート調査標本数の決定

調査対象	許容誤差 (%)	必要回答数	想定回答率	対象数
① 農業経営者	3.29%	750	30%	2,500
② 市民	3.46%	800	40%	2,000
③ 事業者	8.91%	120	20%	600

上記のように、事業者に対するアンケート調査の許容誤差は約9%で設定しているのに対して、農業経営者及び市民に対しての許容誤差は約3%と低い水準で設定している。この点について担当者へ質問したところ、過去の同様の調査等と同様の設定であり、農業経営者及び市民だけ低い許容誤差を設定する明確な理由はないとのことであった。ここで、仮に農業経営者及び市民の標本数を半分程度に設定した場合でも、以下のように許容誤差は5%程度となり、十分に精度の高い調査が行えることが分かる。

表①. 農業経営者向けの許容誤差と標本数の推移

許容誤差 (%)	必要回答数	想定回答率	対象数
3.29%	750	30%	2,500
4.15%	500	30%	1,667
5.48%	300	30%	1,000

表②. 市民向けの許容誤差と標本数の推移

許容誤差 (%)	必要回答数	想定回答率	対象数
2.52%	800	40%	2,000
4.38%	500	40%	1,250
5.66%	300	40%	750

また、今回実施したアンケートの回収実績と実際の許容誤差は以下のとおり設計値からの大きな乖離はなく、設計時に目標とした精度を確保できているものであった。以上の状況から、今回行われたアンケート調査は、特に農業経営者及び市民に対する部分については、必要以上に標本数を増加したために、過度な精度で行われていたと考える。

表. アンケート調査の回収実績と実際の許容誤差

調査対象	対象数	有効回答数	有効回答率	許容誤差 (%)
①農業経営者	2,500	1,202	48%	2.45%
②市民	2,000	753	38%	3.57%
③事業者	600	248	41%	6.18%

標本数を必要以上に増加させて、過度な精度で調査を行うことで、アンケート調査票の作成、送付といった市の行う事務手数の増加を招き、また、アンケートの回収、調査結果の集計分析に係る業務委託料も高額になると考えられる。標本数は、アンケート調査に係るコスト（効率性）と、目標とする調査結果の精度（有効性）のバランスを考慮して、最適な数を決定するべきである。アンケート実施前に目標とする調査結果の精度を吟味したうえで、適切な数の標本に対してアンケート調査を行うべきであった。

② 委託業務報告書上の報告事項について（結果）

農業振興プログラム基礎調査に係る外部委託において、業務の完了時に委託業務報告書の提出を求めており、委託業者である A 法人からは、業務完了日の平成 26 年 12 月 26 日に適正に報告書が提出されている。当該報告書ではアンケートの回収状況、回収したアンケートの集計結果と集計結果に対する分析結果等が記載されているが、標本調査として行われた今回のアンケート調査から、母集団の性質の統計学的な推定に関する記載がなされていなかった。

当該アンケート調査は、母集団のすべてを調査対象としたものではなく、母集団から一部の対象だけを抽出してアンケート調査を行い、その調査結果から母集団の性質を統計学的に推定する方法であるため、その調査結果から母集団の性質に対する統計学的な評価を行う必要がある。

この点について担当者へ質問したところ、委託業者ではそのような評価を実施はしているが、報告書への記載を仕様書等で求めていなかったために報告書には記載がなされなかった、とのことであり、委託業者が作成した母集団の性質に対する評価資料を市の担当者が入手していることを確認できた。

ただ、当該評価資料はアンケート調査結果を利用するうえで、母集団の性質を判断する重要な情報であり、その調査結果の妥当性を検証する上で、当然に報告書上で記載されるべきであった。今後、同様の標本調査を行う際には当該評価についても報告書で言及するように仕様書等に織り込むべきである。

2. 6次産業化支援事業補助金について

(1) 概要

細事業名			
6次産業化支援事業補助金			
事業の概要		平成26年度の主な取り組み	
農業の6次産業化に向けた農作物加工研究の取り組みを支援する。		・6次産業化商品の開発や販路開拓などの取組の推進	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)	
農業者	農業者及び農業者が組織する団体	農業者及び農業団体が取り組む6次産業化の取り組みを収益事業として定着させる。	
		平成25年度	平成26年度
決算(円)		1,164,549	1,081,898
取り組み団体数(団体)		5	4

6次産業化事業は農作物の生産に加え、農業者自ら加工、販売等を一体的に行うことで農作物の付加価値を高め、農業者の収益性の改善や雇用確保等につなげようとする取り組みである。6次産業化支援事業補助金は農業者や、農業者が組織する団体等(以下「事業者」という。)が、戦略的な農作物加工品の開発及び販路開拓に係る取り組みを支援することで、農業の活性化を図るために交付されるものである。

補助対象となる事業者は公募で募り、補助金の交付を希望する事業者は以下の書類を提出する。

- i 事業提案書兼宣誓書
- ii 事業計画書
- iii 収支予算書
- iv 予算計画書

事業者から提出された上記書類を基に、市の審査会にて公益性・必要性・独自性・地域性・継続性の観点から順位付けをし、上位の事業者から順に予算額を上限として、補助金の交付を決定している。補助対象事業者として採択された事業者は事業の開始にあたって以下の書類を提出しなければならない。

- i 事業申請書
- ii 予算計画書
- iii 事業計画書

事業者は補助対象となった事業が完了した段階で、事業完了の報告を実施する。その際には、以下の書類もあわせて提出しなければならない。

- i 補助事業等実績報告書
- ii 6次産業化支援事業実績書

事業者から提出された上記書類を市が検査をしたうえで、補助金額を確定し、事業者に対して補助金が交付される。なお、補助金は補助対象となった事業の遂行にあたって生じた支出の2分の1に対して交付され、400千円を上限としている。

(2) 手 続

6次産業化支援事業に対する補助金の交付に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金交付後のフォロー体制について (結 果)

補助金額の確定にあたって、事業者が行う補助事業等実績報告書等を提出して行われる事業完了報告は、補助対象となった事業年度にのみ行われ、補助対象とした事業にかかった支出の实在性に重きを置いた内容となっている。一方で、補助金を交付した年度以降の、事業の状況についてのフォロー体制について市の担当者へ質問したところ、補助金交付後は市の担当者が進捗状況の確認やアドバイスを行っているものの、正式な書面による報告は求めていないとのことであった。

しかしながら、6次産業化支援事業補助金は、農作物の生産者である事業者自らが生産から加工、販売までを行う取り組みを支援することで農業の活性化を図ることを目的としているものである。そのため、補助対象とした事業が軌道に乗り、加工製品の販売の増加に伴い、農作物の生産・出荷数が増加した段階で初めて補助金の効果を測定することができるものであり、そのような段階に至るまでには複数年を要することになると考えられる。

農林水産省が実施する同様の補助制度でも、補助事業の承認年度から4年後を目標年度として、売上高や生産数量等の具体的な目標数値を事業計画として提出を義務付けている。承認年度以後は、4年間に渡って補助事業の進捗状況をフォローすることとなっており、当初の目標数値が達成されたか否かについての検証が行われている。

当初の目標数値の達成状況を把握することで、交付された補助金に対する効果測定が可能となり、また、新たな補助対象事業を選定する際にも、どのような事業・事業者に対して補助金を交付すれば効果を得られるかの判断の指標ともなる。そのため、6次産業化支援の補助対象事業に対しては、当初に数値目標の設定を求め、補助金交付以後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価することで交付した補助金に対する効果を測定するべきである。

なお、市が実施している当該補助制度の対象とする事業は、農林水産省が補助対象とする大規模な事業ではなく、比較的小規模の事業に対して行われているものであるため、厳格すぎるフォロー制度はかえって当該制度の利用を敬遠させてしまうことにもなりかねない。したがって規模や内容に応じた当初目標の設定方法及び適切なフォロー制度を確立する必要があることに留意されたい。

3. 豊橋田原広域農業推進会議負担金について

(1) 概要

細事業名		
豊橋田原広域農業推進会議事業負担金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
時代のニーズに対応した先進的な取り組みや、食農教育の推進等を行い、豊橋田原地域の農産物の消費拡大等を進め、地域農業の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・食農教育の推進 ・農産物輸出の推進 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
農業者・消費者	豊橋田原地域の消費者、農産物	豊橋田原地域の消費者の地域農業への関心を高めるとともに、農産物の消費を拡大する。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	3,367,000	3,367,000
豊橋田原食農教育推進フォーラム参加人数	1,300	1,500

豊橋田原広域農業推進会議（以下、「推進会議」という。）は、豊橋田原広域市町村に農産物輸出及び食農教育等、時代のニーズに対応した農業分野における先進的な取り組みと農業の活性化を図ることを目的として設立された協議会である。平成 26 年度は豊橋田原周辺の地域住民を対象に、豊橋田原食農教育推進フォーラム、食育体験講座、収穫体験講座等を実施している（食農教育推進事業）。また、豊橋農業協同組合及び愛知みなみ農業協同組合の組合員が作る農作物の販路拡大政策として、香港での販売促進を目的として、現地百貨店等におけるプロモーション活動、輸送試験等を実施している（農産物輸出推進事業）。平成 26 年度の各事業費の内訳は以下のとおりとなっている。

表. 平成 26 年度 各事業費の内訳 (金額：千円)

食農教育推進事業	農作物輸出推進事業	その他事業	合計
4,896	5,509	1,217	11,622

推進会議の活動は行政と農業協同組合からの負担金を原資として活動を行っており、豊橋市も豊橋市の農業従事者、市民にとって有益な活動であるとして、負担金の一部を負担している。

(2) 手 続

豊橋田原広域農業推進会議負担金事業に係る書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 負担金の負担割合について（意 見）

推進会議の負担金は、行政と農業協同組合が折半にて負担し、行政分については、豊橋市と田原市が旧豊橋田原広域市町村圏協議会の負担方法によってその負担額を決定している。具体的には、以下のとおり、負担額の 30%については均等割として、残り 70%を人口割としている。

表. 各市の負担額の決定 (金額：千円)

	人口 (人)	均等割 (30%)	人口割 (70%)	負担金
豊橋市	376,665	675	2,692	3,367
田原市	64,119	675	458	1,133
計	440,784	1,350	3,150	4,500

※人口は平成 22 年国勢調査による。

推進会議の平成 26 年度における主な取り組みの一つである食農教育推進事業は、一般の市民を対象とした食農教育推進フォーラムや食育体験講座を実施しているため、これらの活動に係る費用の負担割合を受益者たる各市民の人口に基づいて負担をするということは、一定の合理性があると考えられる。

一方で、平成 26 年度におけるもう一つの主な取り組みである農産物輸出推進事業は、豊橋農業協同組合及び愛知みなみ農業協同組合の組合員

が作る農作物の海外での販路の開拓と拡大を目的として実施しており、その直接的な受益者は各農業協同組合の組合員であると考えられることから、現行の負担割合に組合員数等を加味するなど、受益割合に合った負担額割合の決定方式の導入を検討することが望まれる。

表. 各組合員数等の状況

	豊橋農業協同組合	愛知みなみ農業協同組合
組合員数（人）	8,207	6,195

4. 次世代ブランド農産物開発育成事業補助金について

(1) 概要

細事業名			
新商品等開発推進事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
市の農業の生産力やブランド力を強化するための新商品を開発、育成するための活動を支援する。		<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナル品種の種苗登録 ・付加価値を高める包材の開発 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
農業者	農業団体	豊橋産農産物の需要消費を拡大する。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		-	1,413,400
実証試験を実施した農産物の述べ件数		-	5

次世代ブランド農産物開発育成事業補助金は、新商品等開発推進事業の一環として、豊橋農業協同組合が主体的に取り組む将来的な豊橋産の農産物のイメージづくりに寄与する次世代のブランド農産物を新たに開発・育成する活動を支援する目的で交付されるものである。平成 26 年度から新設された補助金であり、豊橋市独自の取り組みである。

豊橋農業協同組合は次世代のブランド農産物を新たに開発・育成する活動を計画し、市に対して補助金等交付申請書を提出しなければならない。その際には以下の書類もあわせて提出しなければならない。

- i 事業計画書
- ii 収支予算書

市では、豊橋農業協同組合から提出のあった補助金等交付申請書の内容を検討し、適当であると認められたものに対して補助金交付の決定をする。また、豊橋農業協同組合は事業が完了した時は、市に対して補助金等実績報告書を提出しなければならない。その際には、以下の書類もあわせて提出しなければならない。

- i 事業実績書
- ii 収支決算書

事業者から提出された上記書類を市が検査をしたうえで、補助金額を確定し、事業者に対して補助金が交付される。なお、補助金は補助対象となった事業の遂行にあたって生じた支出の 2 分の 1 に対して交付され、500 千円を

上限としている。

(2) 手 続

新商品等開発推進事業に関する補助金の交付に係る書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該施設の管理運営の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金等実績報告書での報告事項について（結 果）

平成26年度に当該補助金の交付を受けた豊橋農業協同組合から提出された収支予算書及び収支決算書を閲覧したところ、収支予算書では1,074,160円の支出が見込まれていたのに対して、収支決算書ではその執行額が226,800円と大きく減少していた。しかしながら、収支決算書を含む補助金等実績報告書においては、執行額が予算に対して大きく減少した要因については、何らの記載もされていなかった。

この点について市の担当者へ質問したところ、平成26年度は当初の計画で実施を予定していた項目のうち、実現が困難なことが補助金交付の決定後に明らかとなった項目があり、当該項目について実施をしなかったために、当初計画に対して執行額が大幅に減少したとのことであり、書面等では残してはいないが、計画と執行額に乖離が生じた要因についての把握はなされていた。

補助金の交付を決定した際の計画からその実績が大きく乖離する場合には、補助金の対象とした事業が適切であったかどうかについて、当時の事情を知らない担当者であっても事後の検証を行うことができるように、乖離が生じた要因の検証を補助対象の事業者に実施を求め、補助金等実績報告書等において書面等で残すべきである。その結果、補助対象事業の選定におけるPDCAサイクルを回すことができ、より効果的な補助金の交付が行われるようになることが期待できる。

なお、平成26年度に豊橋農業協同組合に対する補助金額の決定、交付は実際の支出額に基づいて適正に行われており、問題はなかった。

② 補助金交付後のフォロー体制について（結 果）

補助金額の確定にあたって、事業者が行う補助事業等実績報告書等を提出して行われる事業完了報告は、補助対象となった事業年度にのみ行われ、補助対象とした事業にかかった支出の実在性に重きを置いた内容となっている。一方で、補助金を交付した年度以降の、事業の状況についてのフォロー体制について市の担当者へ質問したところ、金額的にも事業全体の支援というよりは、種苗登録のように、農産物のブランド化事業の一部に対する支援に留まっており、数値的な効果を計りづらく、補助金交付後の報告等は求めているとこのことであった。

しかしながら、次世代ブランド農産物開発育成事業補助金は、新商品を開発、育成する事業者を支援し、豊橋市のブランド力の強化につながるような新商品の開発、育成を助成するものである。そのため、補助対象とした事業が軌道に乗り、ブランド力の強化につながり、新商品の生産・出荷数が増加した段階で初めて補助金の効果を測定することができるものであり、そのような段階に至るまでには複数年を要することになると考えられる。

農林水産省が実施する同様の補助制度でも、補助事業の承認年度から4年後を目標年度として、売上高や生産数量等の具体的な目標数値を事業計画として提出を義務付けている。承認年度以後は、4年間に渡って補助事業の進捗状況をフォローすることとなっており、当初の目標数値が達成されたか否かについての検証が行われている。

当初の目標数値の達成状況を把握することで、交付された補助金に対する効果測定が可能となり、また、新たな補助対象事業を選定する際にも、どのような事業・事業者に対して補助金を交付すれば効果を得られるかの判断の指標ともなる。そのため、次世代ブランド農産物開発育成の補助対象事業に対しては、当初に数値目標の設定を求め、補助金交付以後も継続的にフォローを行い、その達成状況を評価して交付した補助金に対する効果を測定するべきである。

確かに、次世代ブランド農産物開発育成の補助対象事業はその事業の内容によっては、数値的な効果を計ることが困難なものもあると考えられるが、実際に行っている事業が、豊橋産農産物のブランド化に繋がり、ひいては農業の活性化に結びつく非常に有効な事業であるにも関わらず、一定の要件を満たす事業に対して補助金を交付することが目的となって

いるようにみえるため、その事業を実施することで得られる効果を明確にするためにも、当初に目指すべき目標を掲げて、その達成度合いを評価する手続きは必須であると考えます。

なお、市が実施している当該補助制度の対象とする事業は、農林水産省が補助対象とする大規模な事業ではなく、比較的小規模の事業に対して行われているものであるため、厳格すぎるフォロー制度はかえって当該制度の利用を敬遠させてしまうことにもなりかねない。したがって規模や内容に応じた適切な当初目標の設定方法及びフォロー制度を確立する必要があることに留意されたい。

5. 水の展示館管理運営事業費について

(1) 概要

細事業名		
水の展示館管理運営事業費		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
豊川総合用水事業の一環として、水の大切さを啓発する施設として開設された水の展示館の運営・管理・維持をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川用水の功績等の市民への周知 ・水の大切さの市民へのアピール 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
豊川用水受益地の市民など	豊川用水の大切さ、水の大切さ	市民に対して豊川用水が東三河地域などに果たした功績の啓蒙と水の大切さの啓発。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	5,171,491	5,277,710
来館者数（人）	6,888	5,968

豊橋市水の展示館は、豊川用水と水の大切さの理解を深めるための啓発施設として平成 4 年に開館した。小学校の施設見学学習に利用されるほか、水にまつわるイベントを開催している。平成 19 年度から指定管理に移行しており、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間、及び平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間、NPO 法人の A 法人に当該施設の管理運営を委任している。指定管理者である A 法人は「豊橋市水の展示館の管理に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）に基づき、次の書類を提出しなければならない。

- i 事業計画書（前年度の 10 月末まで）
- ii 事業報告書（年度終了後 30 日以内）
- iii 業務報告（毎月終了後 10 日以内）

指定管理料は上記の事業計画書を基に、年度ごとに協定を締結して決定している。平成 26 年度の事業費が 5,968 千円であるのに対して指定管理料は 5,231 千円であり、事業費のほとんどを指定管理料が占めている。

なお、豊橋市水の展示館は平成 26 年 12 月市議会定例議会において、平成 27 年 3 月 31 日をもって閉館することが決議され、平成 27 年 3 月 31 日に閉館されている。

(2) 手 続

豊橋市水の展示館の管理運営委託に係る書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 指定管理契約の更新時の検討について（結 果）

上記のとおり、水の展示館は平成 19 年度から指定管理に移行しており、平成 21 年度に 3 年間の指定管理契約期間が満了し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間、新たに指定管理契約を締結していた。また、平成 26 年度においては、5 年間の指定管理契約期間の満了に合わせて、水の展示館を閉鎖する意思決定がなされている。閉鎖の理由としては、平成 4 年の開館から 21 年が経過したことで展示物が陳腐化していること及び、小学校の施設見学学習の減少に伴う来館者数の減少による事業効果の低下が、陳腐化した展示物のリニューアルにかかる費用を含めた、維持に係るコストに見合わない点が挙げられている。

確かに最大で 31,473 人あった来館者数は、近年は以下のとおり 7 千人程度で推移しており、豊橋市内の小学校の利用はほとんどない状況である。また、ジオラマなどの展示物は開館当初から更新されておらず、実際の道路や市街地、豊川水系の整備状況と乖離している状況となっていた。

表. 来館者数と小学校学習利用状況の推移

	一般利用	団体利用	小学校 学習利用	計
H19年度	4,765	1,247	974	6,986
H20年度	5,428	614	996	7,038
H21年度	5,829	491	709	7,029
H22年度	5,181	919	616	6,716
H23年度	5,913	451	603	6,967
H24年度	5,932	262	495	6,689
H25年度	5,866	419	603	6,888
H26年度	5,416	283	269	5,968

ただ、これらの状況は最初の指定管理契約期間が満了した平成21年度においても予見が可能なものであったと考えられる。来館者数は最初の指定管理委託契約期間の初年度である平成19年度から7,000人程度で推移しており、また、小学校学習の利用も平成19年度から1,000人を下回る水準で推移している。また、平成21年度時点で開館から18年経過しており、展示物の陳腐化とリニューアルの必要性も露見していたと考えられる。

しかしながら、市は平成21年度時点においては展示物の陳腐化による事業効果性の低下は認識していたが、一般利用者は復調の兆しがあり、団体客に対するPRの充実やイベントの増大により利用者の増加を見込めるとして、市の定める「指定管理者制度導入に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）の3項「指定管理者の指定期間について」において定める基本期間である5年間を指定期間として、平成22年度以降の新たな指定管理契約をA法人と締結している。

また、平成26年度の閉館の意思決定時には、水の展示館の目的である、市民に対する豊川用水が東三河地域などに果たした功績の啓蒙と水の大切さの啓発を行う代替手段として訪問授業への啓発、農業体験学習の拡充、ポータルサイトの新設等を挙げており、これは、平成21年度から5年間の経過したことで実現性が増したというものではなく、平成21年度においても、十分に実現が可能なものであったと考える。

したがって、平成21年度の最初の指定管理委託契約期間の満了を迎えた時点で、上記のように事業効果性が低下しており、事業としての継続自体が危ぶまれる状況であることを正確に把握したうえで、平成22年度以降の事業の在り方についてさらに深く検討を行い、指定管理契約を新

たに締結すべきか、締結するのであればその期間は 5 年間で妥当かどうかについて判断をするべきであった。

② 閉館時の管理物品の引き渡しについて（結果）

水の展示館は平成 27 年 3 月 31 日をもって閉鎖されており、閉館に際して指定管理者である A 法人から、その管理を委託していた市の所有する備品等の管理物品の返還を受けている。その実施状況について、市の担当者へ質問したところ、指定管理者である A 法人と市の担当者による立会いの下、基本協定書に記載された管理物品について 1 点ずつ漏れなく返還を確認した、とのことであった。しかしながら、管理物品の返還に関して、書面での取り交わしは何ら行われていない、とのことであった。

管理物品の返還が適正に行われたか否かの事後的な検証を可能にするため、また、返還後の不要なトラブルを防止するためにも、その実施時には、双方で書面での取り交わしを行うべきであった。

IV 農業支援課

1. 水田農業経営所得安定対策推進費補助金について

(1) 概要

細事業名			
水田農業経営所得安定対策推進費補助金			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
豊橋市水田フル活用ビジョンに即した水田営農を確立し、計画的な米の需給調整、麦、大豆、稲 WCS、飼料用米など需要のある作物を推進し、食料自給率の向上を図る。		・経営所得安定対策の推進事務を担う地域農業再生協議会に対する支援	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
稲作農家	経営所得安定対策交付申請者	水田営農を確立し、計画的な米の需給調整、麦、大豆、稲 WCS、飼料用米など需要のある作物を推進し、食料自給率向上を推進する。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		7,534,000	3,825,000

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱

ii. 豊橋市地域農業再生協議会の事業内容

当該補助金の交付対象者である豊橋市地域農業再生協議会（以下、「協議会」）では、上記目的を達成するために、米の生産数量目標の算定、豊橋市への情報提供、農協が作成する生産調整方針の適切な運用、水稻生産実施計画書の策定、経営所得安定対策の推進事務（農業者説明会、加入申請受付、要件確認）、水田台帳の整備、水稻作付面積等の把握に関する事務等を行っている。

iii. 水田フル活用ビジョンの概要

水田フル活用ビジョンとは、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるもので、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）のⅣの第 2 に基づき、県及び各協議会が作成することとなっている。

協議会では平成 26 年度に水田フル活用ビジョンを作成している。

(2) 手 続

水田農業経営所得安定対策推進費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 補助金の実績確認について（意 見）

平成 26 年度の水田農業経営所得安定対策推進事業の予算及び実績は以下のとおりである。

経費内訳（単位：円）	予算	実績
謝金	-	-
会議出席謝金	90,000	81,000
旅費	-	-
担当者会議出席旅費	12,000	6,920
事務等経費	-	-
印刷製本費	67,000	69,020
通信運搬費	1,554,000	1,157,347
雑役務費	270,000	259,200
消耗品費	126,000	197,547
会議費	7,000	0
備品費	0	417,960

経費内訳（単位：円）	予算	実績
賃金	1,671,000	1,609,476
共済費	28,000	26,530
合計	3,825,000	3,825,000

上記のとおり、事業費の内訳は、通信運搬費が予算よりも実績が下回っていたのに対し、予算では含まれていなかった備品費が417千円計上されていたことで、予算と実績は同額の結果であった。

備品費の内容について市の担当者に確認したところ、数年に一度改定されるブルーマップ（住宅地図）の購入費用であるとのことであった。

協議会からは、水田農業経営所得安定対策推進活動の年間実績として、活動内容、時期及び概要が記載された実績報告が市に提出されているが、その実績報告の中には、ブルーマップがどのように推進活動に活用されたのかが明記されていなかったため、豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱に定めている補助対象経費「豊橋市地域再生協議会が行う水田農業経営所得安定対策の実施に要する経費」であるかどうかを直接判断することができなかった。

一方、通信運搬費について、その内容は切手代であり、予算1,554千円は140円と82円切手それぞれ7千通の合計金額である。実績額が予算を下回っていることは、協議会から農業者への各種交付金等の通知件数が予定よりも少なかったことなどが要因として推測できるが、そもそも予算時に設定されている件数が想定される農家数よりも過大ではなかったのかどうか、通知すべき件数に通知しているかなど、実績報告に対して補助金額が適切であったかどうかのモニタリングを行う必要がある。

また、予算と実績が同額であったことに対して、実績を予算と同額となるように調整していないかどうかについて確認することも適切な実績測定のためには必要である。

以上の点を踏まえ、交付申請書では、事業内訳として経費内訳と積算根拠（単価×回数等）が記載されていたのに対して、実績報告書では経費内訳の金額が記載されていないこともあり、実績金額の根拠の把握、及び当該経費が補助対象の活動かどうかの確認を徹底することが望まれる。

② 補助金交付要綱の整備について（結果）

協議会への補助金は豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱に基づき交付されているが、上記①にも記載のとおり、補助対象経費は「豊

橋市地域再生協議会が行う水田農業経営所得安定対策の実施に要する経費」としか記載されていない。

上記①に記載のとおり、ブルーマップの購入費用が補助対象となるのかどうか、また、どのような会議で誰を対象とする謝金や旅費等であれば補助対象となるかなど、水田農業経営所得安定対策の実施に要する経費とは具体的にどのような活動により発生した経費を指すのか、その補助対象経費を要綱に明記することは、適切な補助金を交付するために有効なものになると考える。

したがって、補助対象となる協議会の活動が、「経営所得安定対策実施要綱（農林水産事務次官依命通知平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3838 号）」及び「直接支払推進事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 428）号」に基づいた活動であること及び当該活動により発生する経費を補助対象経費として明確にするべきである。

2. 農作物鳥獣被害防止事業費について

(1) 概要

細事業名			
農作物鳥獣被害防止事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
農林水産物の被害を防止すべく、有害鳥獣を適切に駆除する取り組みを行う。		・有害鳥獣駆除の実施	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
農業者	農作物に被害を及ぼす有害鳥獣	農作物の被害を防止するため有害鳥獣を駆除し農作物の生産の安定を図る。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		3,002,392	4,166,450
駆除頭羽数（頭羽）		6,103	3,404

農作物鳥獣被害防止事業費は、以下の事業内容から構成される。

i. 有害鳥類・獣類駆除事業委託業務

当該委託業務では、地元の猟友会に対して、有害鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、銃具及び捕獲檻等のわなによる駆除を行ってもらっている。平成 26 年度の具体的な業務実施の内容及び捕獲件数は以下のとおりである。

対象区域	豊橋市より有害鳥獣駆除を許可された区域
対象鳥獣の種類	（鳥類） カルガモ、カワウ、ハシボソカラス、ハシブトカラス、カワラバト、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒドリガモ、マガモ （獣類） イノシシ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ、アナグマ、ヌートリア
猟具	銃器、捕獲檻
数量	下記計画参照

鳥類	計画 (羽)	実績 (羽)
カルガモ	1,868	62
マガモ	159	7
ヒドリガモ	150	22
カワウ	200	149
ハシボソカラス	1,100	249
ハシブトカラス	1,100	266
カワラバト	2,635	826
ヒヨドリ	2,700	1,027
ムクドリ	1,100	377
計	11,012	2,985

獣類	計画	実績
イノシシ (頭)	70	63
ハクビシン	-	21
タヌキ	-	13
キツネ	-	0
アライグマ	-	2
アナグマ	-	3
ヌートリア	-	6
小型獣類 (匹)	80	45

また、当該委託業務にかかる委託費は以下のとおりである。

種類	平成 25 年度 (円)	平成 26 年度 (円)
鳥類	1,948,220	2,115,320
獣類	389,000	360,000

ii. 農作物鳥獣被害防止事業報奨金

当該報奨金は、西郷地域環境保全隊有害鳥獣捕獲組合に対して、対象鳥獣を駆除した場合に豊橋市農作物鳥獣被害防止事業報奨金交付要綱にしたがって交付される。平成 26 年度の捕獲実績は以下のとおりである。

種類	単価	実績	金額
イノシシ	5,000	22	110,000
ハクビシン	1,000	14	14,000
アライグマ	1,000	0	0
ヌートリア	1,000	0	0
タヌキ	1,000	0	0
キツネ	1,000	0	0
アナグマ	1,000	5	5,000
カラス	1,000	187	187,000
計		228	316,000

iii. 鳥獣被害対策協議会負担金

当該負担金は、鳥獣被害の現状を把握するため、平成 26 年度に豊橋市鳥獣被害対策協議会が市内農業者を対象に鳥獣被害実態調査アンケートを実施するためのものである。市では同協議会からの依頼により 900,000 円を負担している。

当該アンケートの調査対象者は、豊橋市内に 50a 以上の圃場を持つ生産者を対象としており、送付件数、回収件数及び回収率は以下のとおりであった。

送付件数	回収件数	回収率
5,171 件	2,505 件	48%

iv. 獣害防除対策事業補助金

当該補助金は、有害鳥獣に対する防護柵の設置に対し補助金を交付することにより、有害鳥獣による農作物等の被害を防止することを目的としている。

平成 26 年度の実績は以下のとおりである。

	実施場所	内容	面積	実績 (m)	事業費 (円)	補助金額 (円)	作物
1	雲谷町	電気柵	609	200	79,920	39,960	米
2	雲谷町	電気柵	2,288	500	115,776	50,000	ミカン
3	東細谷町	ワイヤーメッシュ	2,119	90	53,416	26,555	イモ

	実施場所	内容	面積	実績 (m)	事業費 (円)	補助金額 (円)	作物
4	石巻平野町	電気柵	2,290	100	45,198	22,599	ぶどう
5	石巻本町	電気柵	3,614	500	136,944	50,000	桃
6	石巻本町	電気柵	905	250	80,568	40,284	ぶどう
7	石巻本町	電気柵	800	200	52,218	26,109	柿
8	石巻萩平町	電気柵	809	250	48,897	24,448	柿
9	石巻萩平町	電気柵	2,360	250	52,234	26,117	柿
10	石巻本町	電気柵	904	250	80,568	40,284	柿
11	石巻平野町	電気柵	1,714	250	51,808	25,904	米
12	雲谷町	電気柵	3,126	500	115,776	50,000	米
13	石巻小野田町	電気ネット	1,056	150	88,128	44,064	イチゴ
計						466,324	

(2) 手 続

農作物鳥獣被害防止事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① 有害鳥類駆除事業委託業務の実績報告について（結 果）

猟友会との業務委託契約にかかる、仕様書「3. 業務実施証拠書類等の整備」では、市へ提出する業務実施報告書の添付書類として「(2) 駆除状況写真」を提出することが明記されている。

猟友会から提出された業務実施報告書及び添付書類を閲覧したところ、鳥類の駆除状況の写真が添付されていないものが見受けられた。

当該理由を市の担当者に確認したところ、駆除の際に川に落ちて見失うケース等あるため、駆除状況の写真を撮ることができないこともあるとの回答であったが、業務実施報告書及び添付書類には駆除状況写真が添付さ

れていない理由が記載されていなかったため、実情は不明であった。

駆除の事実確認を適切に行うためにも、仕様書に従った提出書類が漏れなく提出されていることの確認を徹底すべきであり、また、写真を撮ることが困難となった状況等、やむを得ない場合にはその理由の記載を求めるべきである。

② 有害鳥類・獣類駆除事業委託業務の委託料について（意見）

猟友会に対する業務委託は、鳥類と獣類で契約が分かれており、下記のとおり、鳥類駆除の委託料算定に当たっては駆除委託料（人件費）やカラス箱わな捕獲委託料（人件費、餌代、経費）等を見積って算出している。

一方、獣類駆除の委託料については、一頭当たりの単価×計画捕獲頭数で算定され、実際の捕獲頭数に基づいて委託料の精算を行っており、上記 ii. 農作物鳥獣被害防止事業報奨金と同様の性格の事業となっている。

鳥類駆除の委託料が単価契約となっていないのは、駆除活動で投入した人件費分以上の成果が必ずしも得られるわけではなく、単価契約では猟友会の採算が合わなくなることが理由の一つとして挙げられる。

しかし、当該状況は獣類も同様であり、人件費だけでなく、捕獲檻の設置等の経費もかかると考えられ、一頭当たりの単価以上に費用がかかっている可能性もあることから、鳥類駆除と獣類駆除の間で委託料の算出根拠に違いがあることについて合理性は乏しいと考える。

猟友会での獣類駆除業務にかかる費用を把握した上で市の計画する獣類被害防止目標に照らし、委託料を算出することが望まれる。

鳥類駆除委託料	金額（円）	算出根拠
駆除活動費	993,240	労務費 89 人分。12 回（毎月）駆除実施。時間当たり賃金 930 円。 930 円×12 回×89 人=993,240 円
危険防止対策費	89,280	駆除日の前日、当日それぞれ 1 回、広報車にて広報を行う。 930 円×1 人×1 h×12 回×2 日×4 班=89,280 円
カラス箱わな捕獲委託	1,032,800	箱わなの移送及び設置費用：145,800 円 箱わな餌代：234,000 円 箱わな見回り経費：558,000 円 捕獲に当たっての安全経費及び処理経費：95,000 円
合計	2,115,320	

獣類駆除委託料	金額 (円)	算出根拠
イノシシ、ニホンジカ	350,000	計画 70 頭×単価 5,000 円=350,000 円
その他獣類	80,000	計画 80 匹×単価 1,000 円=80,000 円
合計	430,000	

③ 獣害防除対策事業における業者選定について (結 果)

申請者に対して獣害防除対策事業補助金を交付するに当たっては、豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱の他、獣害防除対策事業補助金交付要領に基づき、「獣害被害対策を行う農業者が負担する防除設備（電気柵等）購入に要する経費」の1/2以内（限度額5万円）を補助している。

当該要領には申請者に対して2者以上からの見積書の提出の必要性は明記されていないが、豊橋市契約規則第52条の3に倣って、1件5万円以下であれば見積りは1者からでよいとしてきているとのことであった。

平成26年度の補助金交付申請13件の申請書類を閲覧した結果、申請者の負担した経費が5万円を超える申請は11件あったが、そのうち、2者以上からの見積りを取っていたのは1件のみであった。

経済性の観点から、獣害被害対策を行う農業者に対して相見積りを取ることを徹底させるべきであり、申請時の添付書類として事業費が5万円を超える場合は、2者以上からの見積書の提出が必要であることを要領に明記すべきである。

④ 獣害防除対策事業の実績確認について (結 果)

当該事業にかかる補助金交付対象者は獣害防除対策事業補助金交付要領に従い、獣害防除対策を実施した結果について市に実績報告書及びその添付書類（実施位置図、実施前・実施後の写真、納品書及び請求書の写し）を提出することとなっている。

平成26年度の補助金交付申請13件の実績報告書類を閲覧した結果、4件は領収書が提出されていなかった。

当該交付要領では、実績報告書の添付書類として領収書の提出は明記されていないが、購入事実を確認するためにも、当該交付要領に実績報告書の添付書類として領収書の写しが必要であることを明記し、補助対象者からの提出を求めるべきである。

なお、③及び④について、市では平成 27 年度から上記記載事項について要領に明記しており、改善は図られている。

⑤ 被害状況の把握について（意見）

市における直近3年の有害鳥獣による農作物の被害状況は以下のとおりであった。

	被害面積 (a)	金額 (千円)
平成 24 年度	32,522	24,622
平成 25 年度	32,560	20,065
平成 26 年度	49,230	42,184

平成 26 年度は、平成 24 年度及び平成 25 年度に比べて、被害が著しく増えている。これは、平成 25 年度以前は JA 豊橋の部会役員等へのヒアリングによる集計を行っていたのに対し、平成 26 年度では、上記 (1) iii. の記載のとおり農業者 5,171 件へのアンケート調査結果を集計したため、一層、被害状況が精緻の数値となったことによる乖離である。

被害状況を年度ごとに比較検討するためには、調査方法を確立して継続していく必要があると考えるが、市では平成 26 年度に鳥獣被害対策協議会が実施したアンケート調査の方法や内容が十分であったのかどうかを検討した上で計画としての目標被害面積や金額を設定する必要がある。

たとえば、鳥獣被害対策協議会から市に実績報告として提出されたアンケート調査結果では、アンケート回答者の地域別（北部・南部・西部・東部・その他）構成割合をグラフ化して示しているが、回収地域別の割合から全体として概ね市の被害状況の特性を表したものであったかどうかの判断やより詳細な地域別での把握の必要性の検討、また、鳥獣被害について対策をしているかどうかの項目では、対策の有無及び対策している場合はその対策内容が記載されているが、対策をしていると回答した農業者が耕作農地全て対策済みであるかどうかは限らないため、対策率を回答で求めることも有効な情報になると考える。

一方、市では平成 24 年度に「豊橋市鳥獣被害防止計画」を作成し、平成 27 年度までの目標を被害面積 22,790a としているが、上述のとおり、平成 25 年度以前と平成 26 年度では調査方法が異なっていることから、有効性の観点からも直近の被害状況に応じて計画の見直しの必要性を検討

することが望まれる。

⑥ 狩猟者の減少について（意見）

有害鳥獣駆除事業の業務委託先である豊橋猟友会の会員数の推移は以下のとおりである。

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	181 人	151 人	141 人	137 人	134 人

有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の数は、上記表のとおり、豊橋猟友会の会員数から見ても年々減少している状況である。

上記⑤記載の鳥獣被害対策協議会が実施したアンケート調査では、平成 25 年度と平成 26 年度を比較し、被害が増えたと回答したのは回答者の 26%にも及んだ。市としても鳥獣被害は年々増加している認識がある一方で、「豊橋市鳥獣被害防止計画」においては狩猟者の減少を課題として認識しているものの、当該課題に対する対策は上記計画には示されていない。

有害鳥獣駆除のために銃器以外による捕獲檻や電気柵等での対策強化や平成 27 年度に開始された狩猟免許取得支援補助金による助成等により、被害対策は進められているものの、狩猟者が減少している現状の中で事業目的を達成するために、上記計画により担い手確保に対する対策及び目標を具体的に示すことが望まれる。

3. 鶏卵生産者経営安定対策事業補助金について

(1) 概要

細事業名		
鶏卵生産者経営安定対策事業補助金		
事業の概要	平成 26 年度の主な取り組み	
採卵鶏農家の経営安定を図るため、卵の低相場時に生産費との価格差を補填する鶏卵生産者経営安定対策事業の農家積立金の一部を補助する。	・生産者積立金に対する補助金の交付	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
消費者、採卵鶏農家	採卵鶏農家	採卵鶏農家を経営安定に導き、豊橋産卵の生産量を確保し安定供給を図る。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	6,371,400	6,636,288

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱

ii. 補助対象経費

生産者が、社団法人日本養鶏協会の実施する鶏卵生産者経営安定対策事業の加入に要する経費

iii. 補助率

契約数量 1 kg 当たり、大規模生産者（契約羽数が 10 万羽以上）0.3 円以内、中小規模生産者（契約羽数が 10 万羽未満）0.35 円以内

(2) 手続

鶏卵生産者経営安定対策事業補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 補助金の効果測定について（意見）

市の鶏卵における農業産出額は全国 19 位、市の品目別産出額 5 位の畜産である。直近 3 年間で飼養農家数は 14 戸で横ばいであるものの、契約農家数は年々減少している。

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約農家率	82.4%	75.0%	85.7%	78.6%	57.1%
契約農家数	14 戸	12 戸	12 戸	11 戸	8 戸
飼養農家数	17 戸	16 戸	14 戸	14 戸	14 戸
鶏卵飼養羽数	1,548,932 羽	1,636,562 羽	1,418,100 羽	1,438,986 羽	1,417,622 羽

上記状況の中、市では、(1) 記載のとおり、生産者積立金に対して補助を行っているが、当該事業における補助金の効果測定の指標が設定されていない。

当該補助金の目的は、鶏卵生産者経営安定対策事業を通じて鶏卵農家の経営安定を導き、生産量を確保し安定供給を図ることにあるため、生産量や契約農家数等が指標の一つとして考えられる。

当該事業による積立金の一部を補助することと生産量もしくは農家数の増減は必ずしも直接的に結びつくものではないが、効果的な事業の選択と効率的な行政資源の配分のためには補助金の効果測定を適切に行うことが重要である。

平成 23 年 3 月に作成された豊橋市農業基本構想においても当該事業のように国の経営安定化策等と連動した取組みとしての施策はあるものの、施策により、鶏卵農家数や生産量等、市の鶏卵業を将来どのような姿にしていきたいかを窺い知ることができなかった。市では鶏卵農家数や生産量等の水準を今後どうしていきたいのかを明確にした上で、目標を設定し、当該補助金はその目標達成にどの程度の効果があったのか、補助水準が適切であったかどうかを検討することが望まれる。

② 補助率の設定について（意見）

生産者が支払う平成 26 年度の社団法人日本養鶏協会への積立金は 5.75 円/kg であり、そのうち、市では上記（1）iii. 記載のとおり、大規模生産者は 0.3 円/kg、中小規模生産者は 0.35 円/kg の補助を行っている。

大規模生産者と中小規模生産者との間で補助率に差があるのは、当時の市の予算状況や当時の生産量のバランス等にもよっていたと推測されるがその理由が明確となっていなかった。

仮に需給バランスによって鶏卵価格が低相場となり、価格補填が必要となる場合には、大規模生産者は経営に与える影響は小規模生産者よりも大きく、負担は重くなると考えられる一方で、価格変動に対しては小規模生産者よりも大規模生産者の方が大きく影響を与えると推測されるため、一概にどちらを優遇すべきとは言えず、現に愛知県の鶏卵価格安定対策事業における補助率は、特に契約羽数で差はつけておらず 0.361 円/kg と定額である。

上記①で述べた補助金の効果測定を効果的に行うためにも、大規模生産者と中小規模生産者との間で補助率に差を設ける根拠を明確にして、補助金の目的達成のためには、その根拠による差が合理的であったかどうか、補助率の見直しの可否を検討することが望まれる。

4. 養豚経営安定対策事業補助金について

(1) 概要

細事業名		
養豚経営安定対策事業補助金		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
豚肉の価格変動から養豚農家の経営安定を図るため、養豚経営安定対策事業への農家積立金の一部を補助する。		・生産者積立金に対する補助金の交付
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
消費者、養豚農家	養豚農家	養豚農家を経営安定に導き、豊橋産豚肉の生産量を確保し、安定供給を図る。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	1,454,752	1,311,349

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱

ii. 補助対象経費

生産者が、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する養豚経営安定対策事業の加入に要する経費

iii. 補助率

1 頭当たり 13 円以内

(2) 手続

養豚経営安定対策事業補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べる
こととする。

① 補助金の効果測定について（意見）

市の養豚における農業産出額は全国 13 位、市の品目別産出額 2 位の畜産であるものの、後継者がいないことや経営環境が厳しいこともあり、飼養農家数及び契約農家数は年々減少傾向にある。

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約農家率	58.9%	66.7%	68.8%	68.9%	73.8%
契約農家数	33 戸	34 戸	33 戸	31 戸	31 戸
飼養農家数	56 戸	51 戸	48 戸	45 戸	42 戸

上記状況の中、市では、(1) 記載のとおり、生産者積立金に対して補助を行っているが、鶏卵生産者安定対策補助金同様、当該事業における補助金の効果測定の指標が設定されていない。

当該補助金の目的は、養豚経営安定対策事業を通じて養豚農家の経営安定を導き、生産量を確保し安定供給を図ることにあるため、生産量や契約農家数等が指標の一つとして考えられる。

当該事業による積立金の一部を補助することと生産量もしくは農家数の増減は必ずしも直接的に結びつくものではないが、効果的な事業の選択と効率的な行政資源の配分のためには補助金の効果測定を適切に行うことが重要である。

平成 23 年 3 月に作成された豊橋市農業基本構想においても当該事業のように国の経営安定化策等と連動した取組みとしての施策はあるものの、施策により、養豚農家数や生産量等、市の養豚業を将来どのような姿にしていきたいかを窺い知ることができなかった。市では養豚農家数や生産量等の水準を今後どうしていきたいのかを明確にした上で、目標を設定し、当該補助金はその目標達成にどの程度の効果があったのか、補助水準が適切であったかどうかを検討することが望まれる。

② 補助率の設定について（意見）

契約者が愛知県養豚協会を窓口として独立行政法人農畜産業振興機構に毎月納付する積立金 500 円/頭のうち、市では 13 円/頭を補助している。当該補助率を設定した金額の根拠については、農家負担金とは別に契約者が愛知県養豚協会に対して支払う会費 41 円（1 円は防疫対策基金負担金）の約 1/3 の金額分を補助するというので平成 22 年度に 13 円/頭と決定したとのことである。

補助対象経費が、「養豚経営安定対策事業の加入に要する経費」となっていることから生産者負担金のみならず、会費に対する補助も含まれることとなるが、下記表のとおり、平成 26 年度の会費は 52 円で当時の水準と異なっていることや、生産者負担金と会費の合計金額は当時よりも下がっていることから、平成 22 年度に決定した補助率を現在でも用いていることについて合理性を欠くものとする。

適正な補助金を交付し、事業目的を達成するためにも、会費の値上げや生産者負担金の変動等の環境の変化によって、補助率の見直しの要否を検討することが望まれる。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生産者負担金	580 円	580 円	700 円	1,000 円	500 円
会費	41 円	41 円	41 円	51 円	52 円

③ 負担金の納付事実の確認について（意見）

市では、愛知県養豚協会から「養豚経営安定対策事業」に係る契約状況を照会し、補助金交付対象農家の契約事実の確認を行っている。一方で鶏卵生産者経営安定対策事業の場合には、契約書とともに日本養鶏協会から積立金納付状況証明書を照会し、積立金の納付事実まで確認を行っている。

上記契約状況の資料は、契約頭数のみの記載で負担金の納付事実までは確認できなかった。また、会費についても同様に契約農家から領収証等の提出は求めていなかったため、適正な補助金交付のためには、補助対象である負担事実を確認することが望まれる。

④ 適正な事務手続の実施について（結 果）

当該事業について、鶏卵生産者経営安定対策事業とは異なり、市では養豚の畜産農協がないため、生産者が個別に補助金申請を行っている。

平成 26 年度補助金申請 31 件の提出書類を閲覧した結果、提出書類ごとに全て同じ日付で入力されていた（補助金申請書は日付が印字されており、実績報告書及び補助金請求書は日付印が押印されていた）。便宜上、内容を生産者に確認した上で、市でとりまとめて入力作業をしているとのことであったが、現状の方法では事後的に書類をそろえて取り繕うことも可能であるため、補助金交付者である市が提出書類に入力すべきではなく、申請者が責任を持って入力作成することを徹底させるべきである。

5. フラワードリーム開催費補助金について

(1) 概要

細事業名			
フラワードリーム開催費補助金			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
市内・近隣の花き生産者団体及び小売団体が、ジャパンフラワーフェスティバルを記念して開催する花に関するイベントに対して助成をする。		・フラワードリーム開催に要する経費の一部を補助	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
花き生産農家	フラワードリーム実行委員会が主催で行うフラワードリーム出品花き生産農家等	市内最大の花きのイベントとして定着しているので、今後も継続し、花きの消費拡大を図る。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		1,600,000	1,600,000
来場者数（人）		32,000	30,000

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱

ii. 補助対象経費

農業者等の組織する団体が「フラワードリーム」開催に要する経費（経費区分のうち、花及び技術料に係るものを除く。）

iii. 補助率

定額

iv. 事業の目的

上記にも記載のとおり、フラワードリームはジャパンフラワーフェスティ

バルの承継事業として、消費者の花きへの関心を呼び起こし、東三河で生産される切花、鉢物をPRするとともに、小売業者、流通業者が一体となって、東三河の花き産業の振興と発展を目指し、継続的に事業を行うことを目的としている。

(2) 手 続

フラワーDream開催費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 補助金の効果測定について（意 見）

過年度のフラワーDream開催場所、市の補助金額及びフラワーDream入場者数は以下のとおりである。

年度	開催場所	補助金額
平成 22 年度以降	イトーヨーカドー豊橋店	1,600,000 円
平成 19～21 年度	イトーヨーカドー豊橋店	1,800,000 円
平成 18 年度	アピタ向山店	1,800,000 円
平成 17 年度	アピタ向山店	2,000,000 円

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入場者数	32,000 人	33,000 人	32,000 人	32,000 人	30,000 人

フラワーDream開催費補助金の効果測定の指標として、フラワーDream実行委員会から提出される実績書を基に上記の入場者数を用いている。

しかし、当該補助金の目的が市で生産された花きの認知度向上と消費拡大であることから、フラワーDreamの開催が上記目的につながっているかどうかを測定する必要があるが、認知度向上を指標とすることは

難しく、また、花きの消費量に当該事業だけが寄与しているわけではないので直接的な指標とすることはできない。したがって入場者数を指標とすることでフラワーDream入場者に対する認知度の向上、また、即売会やフラワーオークションにより少なくとも消費につながっていると推測される。

その場合において、フラワーDream実行委員会から提出される実績書には、平成26年度では来場者約30,000人、平成25年度以前も32,000人、33,000人の記載があるのみで、どの程度の精度による集計が行われ、当該集計を基に効果的な事業の実施及び補助金の測定ができているのかが疑問に残る。

入場者数を精緻に把握することは多大な労力を伴うため現実的ではないものの、たとえば、朝・昼・夕刻等の区分でそれぞれ一定の時間、人数をカウントして全体を推定する方法、一区画の入場者数をカウントして全体の面積に対する当該区画分の面積の割合を乗じることで入場者数を算出する方法などの一定の集計方法による有効な実績指標であることを確認することが望まれる。

② フラワードリーム の 収 支 に つ い て (意 見)

平成26年度のフラワーDream開催における予算額及び決算額は以下のとおりである。

	予算額	決算額
収入の部		
市補助金	1,600,000	1,600,000
その他負担金	-	-
花	600,000	584,400
装飾技術料	300,000	264,000
協賛金	320,000	290,000
その他収入	1,000	111
合計	2,821,000	2,738,511
支出の部		
展示装飾費	1,430,000	1,395,584
会場運営費	68,000	72,000
催事費	175,000	166,927
広告宣伝費	236,000	229,000

	予算額	決算額
事務費	12,000	26,600
花及び技術料	900,000	848,400
合計	2,821,000	2,738,511

上記表のとおり、市の補助金はフラワードリーム開催事業費の6割近く占めている状況であり、上記①に記載のとおり、事業の目的である市で生産された花きの認知度向上と消費拡大にフラワードリームが直接的につながっているかどうかを適切に効果測定することが困難な中、每期同額の補助を行っていることは合理性に欠けると考える。

したがって、たとえば、協賛を増やすなどのフラワードリーム実行委員会側での自助努力を促すことの対応を行うことが望まれる。

6. 市民ふれあい農園事業費について

(1) 概要

細事業名		
市民ふれあい農園事業費		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
土と親しみ、生産の喜びを体験することにより、農業への知識と理解を深めるとともに耕作放棄地の有効活用を図る。		・市民ふれあい農園（神野新田、多米、石巻）の管理運営
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
市民	農業体験を希望する市民	農業への知識と理解を深める。
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	3,431,872	3,866,387
市民ふれあい農園利用者数（人）	236	233

(2) 手続

市民ふれあい農園事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果及び意見を述べることとする。

① ふれあい農園の収支について（意見）

平成 26 年度の各ふれあい農園の収支（事業費のうち需用費、役務費等があるがここでは含めていない）、及び直近 3 年の各ふれあい農園の利用状況等は、以下のとおりである。

農園名	神野新田	多米	石巻	合計
利用料（円/年）	9,000	9,000	9,000	
総利用料（全区画利用で試算）	1,104,000	270,000	720,000	2,094,000
委託料（円）	1,769,782	341,320	643,538	2,754,640
賃借料（円）	0	346,732	78,404	425,136
収支（円）	▲665,782	▲418,052	▲1,942	▲1,085,776

	農園名 (区画数)	神野新田 (126区画)	多米 (30区画)	石巻 (80区画)	合計
平成24年度	利用区画数	126	30	80	236
	募集区画数	63	8	40	111
	利用申込人数	67	27	39	133
	申込倍率	1.06	3.38	0.98	
平成25年度	利用区画数	126	30	80	236
	募集区画数	62	23	49	134
	利用申込人数	62	49	47	158
	申込倍率	1.00	2.13	0.96	
平成26年度	利用区画数	123	30	80	233
	募集区画数	77	7	35	119
	利用申込人数	66	28	33	127
	申込倍率	0.86	4.00	0.94	

上記表からも分かる通り、各ふれあい農園は委託料と賃借料だけでも赤字となっており、全体としても赤字の状況が続いている。各ふれあい農園の利用状況は毎年ほぼ100%であり市民の需要は高いと思われるが、一方でふれあい農園の所在地や区画の上限から、農業体験を希望する市民全員が平等に当該事業の効果を享受できるわけではないと推測される。

したがって、赤字の状況であることはふれあい農園を利用できない市民も事業費負担を強いられていることとなるため、公平性の観点から、たとえば、一区画に対する事業費負担が多い多米については利用料を見直す等の赤字の状況を改善するよう検討することが望まれる。

② 借受財産の管理規則の整備について（意見）

各ふれあい農園の土地は、市の借受財産となっている。借受財産は公有

財産ではないものの、利用される目的は借受財産と公有財産との間で同一であるため、公有財産と同様の管理を行うことが望ましいと考える。

豊橋市財産管理規則には、借受財産に関する事務手続、賃借料の算定等が明記されておらず、市が土地所有者に対して支払う賃借料の算定根拠を市の担当者にヒアリングしたところ、市税の算定基準を参考に設定しているとのことであった。

当該事業では上記賃借料の算定方法を使用しているが、明確な規程がないことにより、他の借受財産については違う算定方法が使用されている可能性も否定できない。そのため、適切な事務執行を行うためにも借受財産に関する規則を整備することが望まれる。

③ 賃借料の設定について（意見）

下記ふれあい農園の土地について、市が所有者に対して支払う賃借料及びその算出根拠は下記のとおりとなっている。

区分	所有者	地目	面積 (㎡)	課税評価額 (円)	賃借料 (円)	算出根拠
多 米	A	畑	419	4,313,212	152,166	賃借料水準:10a 当たり 13,700 円×829/1,000=11,357 円 固定資産税:8,533,899 円×1.65/100=140,809 円 11,357 円+140,809 円=152,166 円
	A	畑	410	4,220,687		
	小計		829	8,533,899		
	B	畑	534	5,497,017	194,566	賃借料水準:10a 当たり 13,700 円×1,060/1,000=14,522 円 固定資産税:10,911,813 円×1.65/100=180,044 円 14,522 円+180,044 円=194,566 円
	B	畑	526	5,414,796		
	小計		1,060	10,911,813		
	計		1,889		346,732	
石 巻	C	畑	2,165	231,655	32,903	賃借料水準:10a 当たり 13,700 円×2,165/1,000=29,660 円 固定資産税:231,655 円×1.40/100=3,243 円 29,660 円+3,243 円=32,903 円
	D	畑	2,228	238,396	33,860	賃借料水準:10a 当たり 13,700 円×2,228/1,000=30,523 円 固定資産税:238,396 円×1.40/100=3,337 円 30,523 円+3,337 円=33,860 円
	E	畑	766	81,962	11,641	賃借料水準:10a 当たり 13,700 円×766/1,000=10,494 円 固定資産税:81,962 円×1.40/100=1,147 円 10,494 円+1,147 円=11,641 円
	計		5,159		78,404	
	合計				425,136	

賃借料の算定根拠は上記のとおりであり、算出に用いる賃借料水準は、豊橋市農業委員会が公表する農地の平均賃借料に基づいている。

なお、石巻及び多米の土地所有者に対して市は賃借料を支払っているが、一方、神野新田の土地所有者は無償である。その代わりとして、神野新田の土地所有者に対しては固定資産税減免措置を図っている。

上記表からも分かるとおり、石巻と多米の農地では、1㎡当たりの課税評価額に大きな開きがあり、平均賃借料を利用して算定することは、石巻では通常より多め、一方、多米では通常よりも少ない賃借料になると推定される。市ではさらに両者の負担すべき固定資産税金額を負担していることから、現状の算定方法では公平性に欠けると考えるため、賃借料の算定方法を見直すことが望まれる。

④ 借地上の公有財産の登記について（結果）

各ふれあい農園には、借地に市が倉庫を建てて公有財産としている。所轄課である農業支援課で管理している建物台帳の記載は確認できたものの、当該建物及び借地について登記は行っていない状況であった。

豊橋市財産管理規則第8条では「登記又は登録のできる公有財産を取得したときは、速やかに登記又は登録をしなければならない。」とされており、また、借地上の公有財産については、仮に土地が第三者に譲渡された場合にトラブルとなる可能性もあるため、第三者対抗力を享受するためにも借地権の登記及び建物の所有権登記は行うべきである。

7. 先端農業技術導入支援事業費について

(1) 概要

細事業名		
先端農業技術導入支援事業費		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
新技術を広く普及させるために、独自に技術導入に取り組む農業者や農業者団体に対する支援などを行う。		・木質ペレット焚温風機導入支援補助金の創設、普及促進
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
施設園芸農家	木質ペレット焚温風機を導入する農家	木質ペレット焚温風機の普及促進
	平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）	1,215,000	145,800
木質ペレット焚温風機導入農家数（戸）	-	1

i. 事業の内容

当該事業は、市の農家に広く先端農業技術導入を図る目的で、農業者団体等が行う実証試験実施に対する支援や機器等の導入支援を行うものとなっている。その枠組みの中で平成 24 年度から平成 25 年度に「木質ペレット焚温風機」の実証試験を実施し、木質ペレットが重油の代替燃料として活用できると効果が認められたため、導入に対する補助制度を設けて普及促進を図っている。

(2) 手続

先端農業技術導入支援事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることにする。

① 修繕費用の負担責任について（結 果）

実証試験に使用した市の公有財産となっている木質ペレット焚温風機は、協力者となった農家との間において賃貸借契約を交わし、そのまま協力者である農家に貸出している。

賃貸借契約書第 6 条において、「この物件の修繕に要する経費は借借人の負担とする。」とされており、木質ペレット焚温風機の修繕費用は借借人である農家が負担するものと考ええる。

しかし、平成 26 年度の木質ペレット焚温風機の保守点検業務を市が外部業者に委託してその費用を負担していた。

当該保守点検業務には部品の交換や補充等も含まれており、借借人が負担すべき修繕に要する経費の範囲に含まれるものと考え、市が保守点検業務で費用を負担することは合理性に欠けている。まずは、修繕における負担責任範囲を両者との間で契約上明確にするべきである。

8. 環境と安全に配慮した農業推進事業費について

(1) 概要

細事業名			
環境と安全に配慮した農業推進事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
環境と安全に配慮した農業(温室効果ガス削減、化学肥料、化学合成農薬の使用量低減、農産物の安全確保など)の取り組みに要する費用の一部を助成するとともに、環境と安全に配慮した農業推進協議会で農業団体、行政等における情報交換、啓発への取り組み等の協議を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・環境と安全に配慮した農業推進事業補助金の交付 ・環境保全型農業直接支払事業補助金の交付 ・豊橋市環境と安全に配慮した農業推進協議会の開催 	
誰のために	誰(何)を対象として	どのような状態にしたいか(意図)	
農家全般	環境と安全に配慮した農業に取り組んでいる農家	環境負荷要因となる化学肥料、化学合成農薬の適正な使用を推進する。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算(円)		1,521,055	837,160
環境と安全に配慮した農業取組農家数(戸)		130	91

i. 事業の内容

当該事業は、以下のとおり、環境保全型農業直接支払事業補助金と環境と安全に配慮した農業推進事業補助金がある。

・環境保全型農業直接支払事業補助金

補助対象	<p>国の環境保全型農業直接支払交付金の対象となる取組面積に応じて、支援額が決定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減と緑肥の作付け、または草生栽培(果樹、茶):10a当たり8,000円以内 ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減と堆肥の施用:10a当たり4,400円以内 ・有機農業:10a当たり8,000円以内(うち、そば等雑穀・飼料作物:10a当たり3,000円以内)
------	--

事業費予算	160,000 円
事業費実績	128,800 円 (2 戸)

・環境と安全に配慮した農業推進事業補助金

補助対象	農業者の組織する団体が環境と安全に配慮した農業推進事業の実施に要する経費に対し、1/10 以内。
事業費予算	700,000 円
事業費実績	700,000 円 (89 戸)

(2) 手 続

環境と安全に配慮した農業推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 補助金交付要綱の整備について（結 果）

環境と安全に配慮した農業推進事業補助金は、「豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱」を根拠に豊橋温室園芸農業協同組合に対して交付している。

補助金等確定通知書には補助率 1/10 以内及び上限額が 700,000 円と記載されている一方で、補助金額の上限額は上記要綱に明記されておらず、補助率 1/10 以内の記載のみであった。なお、平成 26 年度の補助金交付額はその上限額である 700,000 円であった。

要綱は補助金の支出の根拠となる重要な規則であり、予算執行の適正化を図る目的から上限額を要綱に明記すべきである。

9. 長期展張フィルム導入促進事業補助金について

(1) 概要

細事業名		
長期展張フィルム導入促進事業補助金		
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み
環境への影響と耐久性に優れた長期展張フィルムの購入に対する助成を行うことにより、廃棄物排出量の抑制及び環境負荷の低減を図る。		・長期展張フィルム導入促進事業補助金の交付
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）
施設園芸農家	長期展張フィルム導入農家	農業用使用済プラスチックの排出量の抑制を図る。
		平成 25 年度
		平成 26 年度
決算（円）		966, 170
		990, 410
長期展張フィルム導入延べ農家数（戸）		45
		58

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱

ii. 目的

農業生産による廃棄物の発生を抑制し環境保全型農業の推進を図るため、長期展張フィルムを購入する農家への支援として、購入費用の一部を補助することで農家の負担を軽減し、長期展張フィルムの普及を目指すことを目的としている。従来フィルムとの比較は下記の通りである。

区分	長期展張フィルム	従来フィルム
耐用年数	12 年	2 年
価格（円）	1, 926, 298	304, 479
市補助金（円）	▲100, 000	0
コスト合計（円）	1, 826, 298	1, 826, 874
廃プラ排出量	0 kg	96. 3 kg

*価格、排出量ともに 10a 当たり。

(2) 手 続

長期展張フィルム導入促進事業補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 実績確認について（意 見）

農家が長期展張フィルムを導入する際、その購入先である販売店から市の補助金分を割引いた価格で購入することとなるが、当該販売店が取りまとめて豊橋市農業用使用済プラスチック適正処理協議会へ補助金分の金額を請求し、市への補助金申請は同協議会が行っている。

同協議会からの実績報告には、販売店からの実績一覧及び販売店から同協議会に対する補助金請求書が添付されているのみで農家からの納品書（控）、領収書（控）等までの事実確認は行っていなかった。適正な補助金交付のためには、補助対象である農家の購入事実を確認することが望まれる。

10. 家畜排せつ物処理施設修繕費補助金について

(1) 概要

細事業名			
家畜排せつ物処理施設修繕費補助金			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
家畜排せつ物の適正な管理等、環境に配慮した畜産業を推進するため、家畜排せつ物処理施設の機械、設備の緊急を要する修繕に対し補助金を交付し畜産農家を支援する。		・家畜排せつ物処理施設の機械、設備の修繕費を対象に補助金を交付	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
畜産農家	畜産農家	畜産に起因する環境問題を減らす。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		-	306,622

i. 要綱

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱
 豊橋市家畜排せつ物処理施設修繕費補助金交付要領

ii. 目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正な処理を推進するため、家畜排せつ物処理施設の機械等の緊急的な修繕に要する経費に対して補助することにより、畜産経営に起因する環境問題の発生を防止し、もって市の畜産振興に資することを目的としている。

iii. 補助金の内容

対象農家	畜産農家（酪農、肉牛、豚、家きん）
対象施設	家畜排せつ物浄化処理施設、たい肥化処理施設等の設備、機械
補助率	20%（補助限度額 300,000 円）

(2) 手 続

家畜排せつ物処理施設修繕費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 施設の現状把握の必要性について(意見)

畜産農家が所有する排せつ物処理施設について、下記の表は市で約10年前に調査した際の施設数を把握したものであるが、直近の施設数、設置年度、修繕状況等が把握できていなかった。当該補助金は平成26年度から開始され、その予算化に当たっては、畜産農家の約3分の2に、1年以内に故障が発生しそうかどうか及び過去に修繕にかかった費用等の聞き取り調査を行ったうえで7件は発生すると見込んでいたが、実際は2件の発生に止まっていた。

事業の目的である畜産農家における家畜排せつ物の適正な処理を推進するためにも、まずは、市全体での家畜排せつ物処理施設の設置や稼働状況等を把握し、修繕対応が必要な家畜排せつ物処理施設を当該事業における実績指標とした上で事業の効果測定を図っていくことが望まれる。

	堆肥化処理施設		汚水浄化処理施設
	堆積方式	攪拌方式	
酪農	79	18	2
肉牛	74	3	0
養豚	17	36	32
採卵鶏	3	9	0
肉用鶏	4	1	0
養鶉	2	5	0
計	179	72	34

11. 畜産バイオマス活用事業費について

(1) 概要

細事業名			
畜産バイオマス活用事業費			
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み	
畜産における周辺環境対策や堆肥の高品質化などに取組む農家を支援する。		<ul style="list-style-type: none"> ・新たな飼料を導入し、堆肥の品質改良や環境対策に取組む農家に対し補助金を交付 ・堆肥成分分析の実施 	
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）	
畜産農家	畜産農家	悪臭などの畜産における周辺環境への影響が改善される。堆肥の品質が改善され利用が増える。	
		平成 25 年度	平成 26 年度
決算（円）		-	379,840
取組み農家数（件）		-	2

i. 事業の目的

バイオマス資源として位置付けられている家畜排せつ物の利活用と適正な管理により、畜産周辺環境の改善を図るため、県、畜産農家と連携のもと、新たな薬剤、飼料の導入など、堆肥づくりの新たな取組みにより環境対策や堆肥の高品質化を図る事業に対し補助金を交付し、環境にやさしい循環型農業を推進することを目的としている。

ii. 事業内容

当該事業費は、以下のとおり、対象農家に対する畜産堆肥品質改良補助金と堆肥成分分析の手数料からなる。

・畜産堆肥品質改良補助金

対象	畜産農家 2 農家
補助率	2 分の 1（補助限度額 150,000 円）
事業費予算	300,000 円 算出根拠：300,000 円×1/2×2 件

事業費実績	採卵鶏農家
	事業費:255,000 円、補助額 127,500 円
	ブロイラー農家
	事業費:87,800 円、補助額:43,900 円

・堆肥成分分析

対象	堆肥成分分析の実施 2 農家×2 回
事業費予算	堆肥成分分析手数料 216,000 円 (4 検体)
事業費実績	鶏卵の性能分析 (6 回×30 検体) : 32,400 円 堆肥成分分析 (2 農家×2 検体) : 176,040 円

(2) 手 続

畜産バイオマス活用事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について結果を述べることとする。

① 事業費の精算について（結 果）

畜産バイオマス活用事業では、環境対策や堆肥の高品質化の効果が期待できる飼料や薬剤を市が選定し、当該飼料を導入してくれる協力農家に対して一定期間導入効果調査を行ってもらい、市でも当該飼料による堆肥の成分分析を外部業者に委託して、その効果を調査している。

当該事業による計画では、3年間で6農家（肉牛、酪農、豚、採卵鶏、ブロイラー、うずら）での堆肥分析を予定しており、初年度である平成26年度は採卵鶏及びブロイラーを対象としている。

採卵鶏及びブロイラーの2農家が指定された飼料を購入し、その購入費用に対して市は補助金を交付しているが、そのうち採卵鶏農家が購入した飼料1,200kgに対して分析に利用されているのは1,020kgであった。

豊橋市農林水産業振興対策事業補助金交付要綱で補助対象経費は「畜産

堆肥の品質改良に要する飼料や薬剤の購入に要する経費」とされており、分析結果により堆肥が高品質化されることが明らかである飼料を農家に普及させる段階であれば、その購入費用全額を補助対象として補助することは事業目的達成のために合理的であるが、現在は特定の農家に協力してもらい、その効果を分析調査している段階であり、平成 26 年度の分析調査においても従来飼料と比べ大きな差となる結果ではなかった。したがって分析に利用されなかった飼料分は補助対象とするべきではなく、適正な補助金の交付のためには、補助対象を明確にすることが望まれる。

12. 耕作放棄地対策事業費について

(1) 概要

細事業名											
耕作放棄地対策事業費											
事業の概要		平成 26 年度の主な取り組み									
農業者の高齢化や担い手の減少などを要因とした耕作放棄地に対し、発生の防止及び抑制を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消に取り組む実施主体に対し補助金を交付 ・耕作放棄地の解消、発生防止に取り組む実施主体に対し花の種を配布 									
誰のために	誰（何）を対象として	どのような状態にしたいか（意図）									
農業者	農業者	耕作放棄地の発生防止と抑制をし、優良農地の確保と保全をすることで、農業の健全な発展を図る。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算（円）</td> <td>929,062</td> <td>813,345</td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地解消面積（㎡）</td> <td>21,380</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	決算（円）	929,062	813,345	耕作放棄地解消面積（㎡）	21,380	13,000
	平成 25 年度	平成 26 年度									
決算（円）	929,062	813,345									
耕作放棄地解消面積（㎡）	21,380	13,000									

耕作放棄地対策事業費は、以下の事業内容から構成される。

i. 耕作放棄地解消事業補助金

農振農用地区域及びこれに準ずる耕作放棄地について、市内の耕作放棄地を借受け、これを解消する者に対して耕作放棄地を復元する場合の費用の一部を補助している。地域農政研究会が担当地域内で要望があった場合、解消計画を作成して、市への補助金申請を行っている。

平成 26 年度の補助金額及び実績は以下のとおりである。

	申請者	地積（㎡）	事業費（円）
1	野依地区地域農政研究会	2,961	88,000
2	老津地区地域農政研究会	3,992	199,000
3	細谷地区地域農政研究会	1,156	57,000
計			344,000

ii. 豊橋市耕作放棄地対策協議会補助金

豊橋市耕作放棄地対策協議会では、耕作放棄地の解消依頼があった場合、農業機械の貸出支援を行っている。また、耕作放棄地の解消を推進するため、農業機械のリース事業も行っている。

当該協議会に対して市では補助金交付を行い、耕作放棄地の解消に努めている。

平成25年度及び平成26年度の補助金額及び実績は以下のとおりである。

平成25年度活動実績

	圃場面区	面積 (ha)	稼働日数 (日)	事業費内訳	金額 (円)
1	高豊	1.0	1	需用費	63,854
2	高師	0.2	1	役務費	1,680
3	石巻	0.8	4	賃借料	244,950
4	磯辺	0.9	1	合計	310,484
5	雲谷	0.7	1		
6	二川	0.5	1		

平成26年度活動実績

	圃場面区	面積 (ha)	稼働日数 (日)	事業費内訳	金額 (円)
1	大崎	0.5	1	需用費	15,385
2	高師	0.2	1	役務費	1,728
3	石巻	1.6	4	賃借料	375,480
4	二川	1.2	2	合計	392,593
5	磯辺	0.8	1		

iii. 花の種配布事業

耕作放棄地の解消及び発生防止のため、農振農用地区域内の耕作放棄地及び休耕地、農振農用地区域周辺の幹線道路及び鉄道沿いの耕作放棄地及び休耕地を対象に景観作物の種子配布を行っている。

平成25年度及び平成26年度の補助金額及び実績は以下のとおりである。

平成25年度			平成26年度		
件数 (件)	解消面積 (㎡)	事業費 (円)	件数 (件)	解消面積 (㎡)	事業費 (円)
8	5,592	30,058	7	4,891	36,252

(2) 手 続

耕作放棄地対策事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 補助金交付要綱の整備について（意 見）

耕作放棄地解消事業補助金は、農林水産振興対策事業補助金交付要綱を根拠に上記記載のとおり、市内の耕作放棄地を借受け、これを解消する者に対して耕作放棄地を復元する場合の費用の一部を補助している。

当該要綱において、耕作放棄地対策事業の補助率は 10a 当たり上限 50,000 円と記載されている一方で、耕作放棄地解消事業実施要領には、主に草丈 1.5 メートル程度でトラクター3 回程度の耕起で復元可能な農地の場合は 10a 当たり 30,000 円の補助金額で上記の条件では復元できない農地については 10a 当たり 50,000 円と明記されている。10a 当たり 30,000 円の場合は要綱に記載される上限 50,000 円の中に含まれるものと解されるが、要綱は補助金の支出の根拠となる重要な規則であり、予算執行の適正化を図る目的から区分に応じて適切に補助率を要綱に明記することが望まれる。

第5 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。